

## 平成26年第2回防府市議会定例会会議録（その5）

○平成26年7月3日（木曜日）

---

### ○議事日程

平成26年7月3日（木曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
  - 2 会議録署名議員の指名
  - 3 一般質問
- 

### ○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

### ○出席議員（25名）

1 番	久 保 潤 爾 君	2 番	橋 本 龍 太 郎 君
3 番	木 村 一 彦 君	4 番	清 水 浩 司 君
5 番	藤 村 こ ず え 君	6 番	和 田 敏 明 君
7 番	平 田 豊 民 君	8 番	田 中 敏 靖 君
9 番	中 林 堅 造 君	10 番	三 原 昭 治 君
11 番	山 田 耕 治 君	12 番	重 川 恭 年 君
13 番	高 砂 朋 子 君	14 番	山 本 久 江 君
15 番	安 村 政 治 君	16 番	吉 村 弘 之 君
17 番	上 田 和 夫 君	18 番	松 村 学 君
19 番	田 中 健 次 君	20 番	山 下 和 明 君
21 番	山 根 祐 二 君	22 番	安 藤 二 郎 君
23 番	河 杉 憲 二 君	24 番	今 津 誠 一 君
25 番	行 重 延 昭 君		

---

### ○欠席議員

なし

---

### ○説明のため出席した者

市 長	松 浦 正 人 君	副 市 長	中 村 隆 君
教 育 長	杉 山 一 茂 君	代 表 監 査 委 員	中 村 恭 亮 君
総 務 部 長	吉 川 祐 司 君	総 務 課 長	林 慎 一 君
総 合 政 策 部 長	持 溝 秀 昭 君	生 活 環 境 部 長	福 谷 眞 人 君
健 康 福 祉 部 長	藤 津 典 久 君	産 業 振 興 部 長	山 本 一 之 君
産 業 振 興 部 理 事	熊 谷 俊 二 君	土 木 都 市 建 設 部 長	金 子 俊 文 君
入 札 検 査 室 長	金 谷 正 人 君	会 計 管 理 者	桑 原 洋 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	末 岡 靖 君	監 査 委 員 事 務 局 長	藤 本 豊 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	福 田 直 之 君	消 防 長	牛 丸 正 美 君
教 育 部 長	原 田 知 昭 君	上 下 水 道 局 次 長	大 田 隆 康 君

---

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 中 村 郁 夫 君 議 会 事 務 局 次 長 中 司 透 君

---

午前 10 時 開議

○議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。23番、河杉議員、24番、今津議員、御兩名にお願い申し上げます。

---

一般質問

○議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、昨日に引き続いての一般質問でございます。よろしくお願いをいたします。

これより早速質問に入ります。本日最初は、16番、吉村議員。

〔16番 吉村 弘之君 登壇〕

○16番（吉村 弘之君） 皆さん、おはようございます。一般質問の最終日となります。きょうは大雨ですけど、よろしくお願いします。

「自由民主党一心会」の吉村といいます。今回は大きく3項目についてお伺いします。

通告に従いまして、質問させていただきます。

まず、最初に、新エネルギービジョンの策定についてということです。

新エネルギー・省エネルギーの導入普及に当たっては、自然環境、経済活動等の地域特

性を踏まえ、その導入・普及を進める必要があり、地方公共団体等が地域の住民、企業等と連携して、エネルギー環境問題に対する地域全体の意識を高めつつ、新エネルギー・省エネルギーの導入の促進を図ることが求められています。山口県内では、山口県、山口市、周南市、岩国市、下関市などにおいて、地域新エネルギービジョンが定められ、地域における新エネルギー・省エネルギーの導入・普及を図っております。

しかしながら、防府市においては、防府市環境基本計画において、新エネルギーなどに関して述べられているだけで、本格的なビジョンとは言えません。近年、本市においては、大型の実用施設では、日本で初と言ってよいクリーンセンターでのバイオマス発電、防府エネルギーサービス株式会社の工場増設、それと私有地にメガソーラーが設置されるなど、その取り組みを強化しているにもかかわらず、その方向性が示されているとは言えない状況です。特に、私有地におけるメガソーラー適地には、公募制を取り入れるべきだと考えております。

また、県においては、新エネルギーに関して、水素を活用していくなど積極的な施策が進められています。このままでは防府市民は2016年の電力自由化の波に取り残され、自由な電気料金の選択肢が他市よりも少ないことになり、高い電気代を払うことにもなりかねません。

また、後にも質問しますが、市が運営している市役所をはじめ、公共施設の運営費の主要部分を占める光熱費の削減をするためにも、新しいエネルギービジョンは必要不可欠な問題と言えます。

そこで、3点についてお伺いします。現在の防府市環境基本計画における新エネルギー普及の導入目標と、達成に向けた取り組みの状況はいかがでしょうか。

2点目、スマートコミュニティに対しての本市の取り組みはいかがでしょうか。

3点目、県や県内他市では、新エネルギーに特化した計画が策定されているが、本市における新しい計画の策定についてはいかがでしょうか。

以上、答弁をよろしく申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 16番、吉村議員の質問に対する答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） それでは、新エネルギービジョンの策定についての御質問にお答えいたします。

初めに、防府市環境基本計画におけます新エネルギー普及の導入目標と達成に向けた取り組み状況についてのお尋ねでございますが、本市におきましては、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした、防府市環境基本計画を策定して

おりまして、「自然と調和のとれた環境の創造」、「明るい豊かな健やかな郷土の継承」を基本目標に定めているところでございます。

この目標を実現するための施策の一つといたしまして、環境への負荷が少ないまちづくりを推進し、さらに、具体的な取り組みといたしまして、省エネルギー・新エネルギーの普及を進めることといたしております。

御質問の新エネルギー普及の導入目標でございますが、新エネルギー導入に関する補助金の利用件数を進捗管理指標として定めておりまして、この進捗を確認する年度としております平成27年度及び平成32年度において、その数をととも年間300件という数字を目標に掲げておるところでございます。

また、その具体的な取り組み状況でございますが、本市におきましては、地理的条件やシステムの設置・管理の容易さなどから、現時点におきましては、太陽光発電を新エネルギー普及の中心として捉えまして、本市独自の住宅用太陽光発電システム導入助成事業により、積極的に推進いたしているところでございます。

その実績といたしましては、防府市環境基本計画実施期間の初年度でございます平成24年度が404件、また、平成25年度におきましては、461件と進捗管理指標の年間300件を大きく上回っている状況でございます。

そして、昨年度におきましては、国がこの住宅用太陽光発電システム設置費補助制度を廃止いたしております、それにあわせて県内の4つの市町においても、この補助制度を終了いたしておるところでございます。

しかし、本市といたしましては、今後ともこの住宅用太陽光発電システム導入助成事業を、本市の省エネルギー・新エネルギー普及の中心的な事業として強力に推進していきたいと考えておるところでございます。

次に、スマートコミュニティに対する本市の取り組みについてでございますが、スマートコミュニティは、再生可能エネルギーや電気と熱を併給できるコージェネレーションなどの分散型エネルギーを用いつつ、あわせてITや蓄電池等の技術を活用することで、エネルギー需給を総合的に管理し、都市におけるエネルギー利活用の最適化を構築する取り組みとして、現在、国において議論、検討が進められているほか、国内4地域において実証事業が行われているところでもございます。

スマートコミュニティの構築につきましては、小規模分散型及び地産地消型の電源を確保するとともに、家庭やビル、工場などとそれぞれの電源をITネットワークでつなぎ、さらに、コントロールセンターにおいて一括管理するなど、地域単位での一体的な取り組みが必要となります。

しかしながら、機器の設置に関して、コスト面での経済的な負担が大きいにもかかわらず、利用者の具体的なメリットが判然としないこと、また、スマートコミュニティの事業主体にとりましても、明確なビジネスモデルが描かれていない中で、スマートコミュニティ構築に向けた積極的な参入が望みにくいことなど、国の「次世代エネルギー・社会システム協議会」におきましては、多くの課題が指摘されているところでもございます。このようなことから、本市といたしましても、今後の国の動向等を十分注意してまいりたいと考えておるところでございます。

最後になりますが、新エネルギーに特化した計画の作成についてのお尋ねでございますが、議員御案内のとおり、山口県におきましては、地球温暖化防止や産業振興などに寄与する再生可能エネルギーを総合的、計画的に導入するため、平成25年3月に山口県再生可能エネルギー推進指針を策定され、環境政策の上位計画でございます山口県環境基本計画に掲げる再生可能エネルギー関連の取り組みを実現するための具体的な方向性を示されております。

また、県内他市におきましては、地域の特性に応じた新エネルギーの導入を推進するために、市内全域での新エネルギーの利用可能量の調査などを含めたビジョンを策定している市もございます。

本市におきましては、防府市環境基本計画や山口県再生可能エネルギー推進指針に基づき、本市の特性に応じた新エネルギーの普及を進めておりまして、そうした中で、昨年8月には、牟礼津崎沖の一般廃棄物最終処分場跡地において、民間事業者によるメガソーラーが稼働し、これまで未利用なまま放置せざるを得なかった公有地が、新エネルギーによる電力の安定供給に貢献するとともに、また、土地貸し付けによる貴い財源をも生み出してしております。

なお、ことしの11月には、メガソーラーの規模が拡大される予定でもございます。また、ことしの4月からは、先ほど議員も述べられましたが、防府市クリーンセンター新ごみ処理施設におきまして、バイオガス化施設と焼却施設を組み合わせた高効率な廃棄物発電によりまして、一般家庭で約6,000世帯分の年間電力消費量に相当する電力を生み出す、国内初と言われる最新鋭の施設を導入したことで、ただいま全国的にも注目されているところでもございます。

このような中、平成28年度におきましては、防府市環境基本計画の中間見直しを行うことといたしておりますことから、議員御提案の新エネルギーに特化した計画の策定、また、あるいは防府市環境基本計画の省エネルギー・新エネルギー普及の項の充実を図ることなども含めまして、今後、調査・研究してまいりたいと存じますので、御理解賜ります

ようよろしく願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 16番、吉村議員。

○16番（吉村 弘之君） 御答弁、ありがとうございます。ここに山口県の先ほど述べられた山口県再生可能エネルギー推進指針というのがあります。この中には、それぞれ各市が取り組んでいる民間の事業者も含めた取り組み状況とか、そういうこれから再生可能エネルギーをどういうふうに進めたらいいかというのが載っております。その中で、残念ながら防府市の項がちょっとやっぱり少ない。特に山口県は森林が多いということもありまして、木質系のそういう燃焼施設とかペレットとか、そういうのを使った事業者がかなりたくさん今あります。で、県の施設もそういうことで、木質ボイラーを使った施設が農業大学校や県の阿知須にあるプールなんかで使われております。

今、ここで私が取り上げさせていただいたのは、次の項でもちょっと申し上げたいんですけども、公共施設白書ができ上がりました。これから公共施設のあり方が見直されてくると思っています。この中で、そういう太陽光をこれからどういうふうに公共施設に生かすのかということとか、公共施設を核にしたスマートシティを構築していただけないかな。というのが、今からは停電があったら即だめなんじゃなくて、そこの市庁舎が例えば建て替わるのであれば、そこで電気をためる。で、そのピーク時の電力がぐっと上がってきたときにカットができれば、契約電力が下がるということで、ためた電気を使えばピーク時の電力がカットできることによって、そういう電力契約の金額がぐっと下がるということがあります。

こういう中で、そういういろんな国の政策で、今から新エネルギーとかスマートコミュニティとかいう施策があります。これをぜひぜひそういう計画を立てながら、今後の公共施設の推進計画にやってほしいということと、メガソーラーの用地についても、単なる随意契約ではなくて、例えば、公募提案型とか、今後考えられるのが学校の耐震化が終わった後に屋根を貸していくとか、もう他の県や市では行っております。屋根貸し事業、これも含めて公募の制度をぜひ考えていただきたいなと思って、これは提案させていただきます。

それでは、次の項に移らさせていただきます。

次の項は、公共施設の整備計画について。平成26年3月にまとめられた本市の公共施設白書によると、公共施設の老朽化率は、全体で61.7%と高く、特に保健施設、集会所は100%、庁舎等やその他の社会教育系施設については90%を超えている状況です。全ての公共施設を現行の状態で更新した場合、今後40年間の修繕費及び更新将来費用は、

40年間の総費用で1,279億4,000万円、1年あたりの平均費用は32億円となり、最近の既存更新分の5カ年の平均が7.5億円であるため、今後約4倍近い費用を確保する必要があります。

白書の中では、こうした状況を踏まえ、本当に必要な公共サービスを峻別し、既存施設の計画的な保全、施設の長寿命化を図り、効率性の観点から管理運営の方法を見直しを行って、全庁的な視点から施設の最適化に向け、平成26年度には公共施設マネジメント基本方針を策定することになっています。平成24年度決算における本市の歳出総額は、約416億円となっており、借入金に対する返済額の大きさを示す実質公債比率については4.4%で、県内13市の中では2番目に低い、よい数字となっております。

しかしながら、平成52年度までの30年間で、本市の推計人口は少子化の影響で約9万8,000人となる見込みで、税収の伸びが期待できず、高齢化による扶助費が増大することで市財政が圧迫される状況となります。

こうした中、限られた財源で必要な公共サービスをどのようにマネジメントしていくかについては、今後の本市のあり方を左右する重要事項であると考えます。全てのことをするのではなく、選択と集中という言葉のように、何が最重要課題であるかについては、広く市民の意見を聞き、公開の場でそれを審議することが住民のコンセンサスを得るためには必要です。

また、今後の本市の課題として、巨額の建設費がかかることが予想される市庁舎については、位置、建設や運営方法は十分な審議が必要になると思うので、現在、平成31年度には、早ければ着工するということが示されていますが、もう少し審議する必要があるのではないかと思います。先ほども述べたように、新エネルギーのこととか、後で述べます女性が働きやすい職場とか、総合的に考えるべきだと考えております。

そこで、2点についてお伺いします。公共施設における最優先課題と財政的裏づけについてはどうなっているのでしょうか。

それと、2点目、新市役所庁舎の位置はどのように考えておられるのでしょうか。

以上、答弁をよろしく申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 執行部の答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えをいたします。

本市が保有する公共施設のサービス、施設の老朽化、管理運営、コストなどの客観的な情報を整理・分析し、市民の皆様と公共施設の現状や課題などの情報を共有することを目的に、本年3月に防府市公共施設白書を作成いたしましたところでございます。

市が保有する全ての公共施設を現行どおり保持していった場合には、老朽化対策や更新にかかる費用が膨大となり、その財源の確保が難しくなることが見込まれてまいります。そのため、老朽化が進む施設をどのように維持し、保全し、また更新していくかという取り組みは、これからの市政運営におきまして、極めて大きな課題であると認識しております。

これらの老朽化や耐震化などの課題に対しましては、既に学校教育系施設の防府市立学校施設耐震化推進計画や住宅施設の防府市公営住宅等長寿命化計画を策定し、国からの交付金などの財源措置を確保しながら順次対策を進めているところでございます。

それ以外の今後の公共施設のあり方につきましては、本年度全庁的な視点から、施設の最適化に向けまして、市民の皆様の御意見をお聞きしながら、取り組みの方向性などを定める公共施設マネジメント基本方針を策定してまいりたいと考えております。

また、次年度以降におきましては、公共施設の最適化に向けまして、施設の複合化や統合化など、施設の効率的な配置の検討を行うとともに、施設の長寿命化や耐震化に取り組んでいく必要があると考えております。

次に、新市役所庁舎の位置について御質問でございましたが、庁舎につきましては、平成23年度及び平成24年度に実施いたしました第2次耐震診断で、1号館から5号館まで、いずれも必要とされる耐震性を有していないということが判明したことから、その建て替えが喫緊の課題であると判断いたしております。昨年度は、庁内の職員によるプロジェクトチームによりまして、建て替えによる基本的な事項を整理したところでございます。今年度は、学識経験者、各種団体からの推薦者及び公募委員で構成する防府市庁舎建設懇話会を設置し、さまざまな立場から幅広い御意見を伺うこととしておりまして、現在、この懇話会の立ち上げに向けて準備を進めているところでございます。

今後のスケジュールについて申し上げますと、来年度から基本構想・基本計画の策定に着手し、その後基本設計、実施設計と進み、早ければ平成31年度には建設工事に着工したいと考えております。

本年度は、先ほど申し上げました懇話会におきまして、まず必要な施設内容などについての御意見をいただくこととし、議員御質問の新庁舎の位置につきましては、来年度からの基本構想・基本計画策定の中で検討してまいりたいと考えております。

また、基本構想・基本計画の策定に当たりましては、市民を含めた新たな委員会を設置いたしまして、具体的な御意見をいただきながら進めてまいります。

庁舎建設のための検討の視点にはさまざまなものがございまして、庁舎という施設がまちづくりに与える大きな影響を考慮すれば、中長期的な視野に立った慎重な検討も大変必



要と心得ておりますが、一方で、耐震化の不足など課題を解決するためには、できるだけ早期の実現が望まれるところでもございます。さまざまな課題に対してよりよい対応を見出していくために、市民の皆様と一緒に検討してまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力のほどお願い申し上げます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 16番、吉村議員。

○16番（吉村 弘之君） 御答弁ありがとうございました。早ければ平成31年には着工ということでお聞きしました。で、ここに周南市の庁舎建設基本計画というのが、26年の2月、ことしの2月に定められまして、周南市においては、庁舎建設が、約80億円近いお金を使って現在の位置に建て替えるということになっています。そういう中で、ちょっと私の個人的な意見としては、やはり答弁の中でもありました、まちづくりのためにぜひ庁舎のお金を使っていただきたいなど。そういう、さっきも言いましたエネルギーのビジョンの話とか、いろんな、今現在、防府市が抱えている中心の市街地の活性化について、その都市の再生を図るという意味でも、庁舎単独を建設するのではなくて、そういう防府市全体を考えた庁舎建設を、ぜひ懇話会とか基本構想の中で検討していただいて、やっていただきたいと思います。

その中でも、先ほども言いましたように、新エネルギーの活用やスマートシティ、こういう構想を入れていただきたいということと、庁舎だけではなくて、文化福祉会館や公会堂、この、いろんな今施設があると思います。これを一遍にやるとお金がかかるということではありますけれども、そういうことも含めて、国の事業で民間の施設にも利用できる都市機能立地支援事業というのがあります。これは国のほうで、そういう中心の市街地、郊外にあるものを商業施設や病院などを中心市街地のほうに持って来る場合に、市の土地を貸したり、それを売ったりするときの優遇制度や交付金措置があるという都市機能立地支援事業というのがあります。

例えば、公会堂をどっかに移転して、そこが大きな空き地が空いたときに、売るなり貸すなり、定期借地とか、いろんな方法があります。そのときに国のほうの補助金が受けられるという制度もあります。いろんな研究をしていただいて、そういうIT技術を駆使したまちづくり、スマートシティという考え方もぜひ入れていただいて、庁舎にぜひエネルギーをつくり出す施設、省エネの施設、エネルギーをためる畜エネの施設、これを十分検討の中に入れていただきたいと思います。

あと先日、山根議員の質問にありましたような、雨水を有効利用する施設もぜひ投入をしていただいて、市民の意見をよく聞いていただくという中で、いろんな事業があるんだ

ということを提案とか資料で、よく先進地を視察していただいたり、研究をしていただきたいと思います。その中で、やはり財源の確保というのが一番大切だと思います。一番県内で、100億円以上使って7割、8割ぐらいの金額が防衛省の予算でつくられた岩国庁舎とか、防衛省の予算が使えないかどうか、社会施設整備総合交付金、いわゆる旧まちづくり交付金みたいなそういう事業を使えないか、で、新エネルギーの導入関係のNEDOの資金が使えないかとか、いろんな財源があると思いますので、これらの検討をよろしくお願いしたいと思います。これは要望ということで、次の項に移らせていただきます。

次の項は、女性が働きやすい環境整備についてということで、厚生労働省の調査によれば、平成20年の女性雇用者数は、2,312万人とされ、6年連続で増加になっております。雇用者総数に占める女性の割合は、41.9%と、上昇傾向にあります。その一方で、男女雇用機会均等法が施行されてから20年以上経過し、制度上の男女での均等扱いは定着傾向にあるものの、いまだ妊娠、出産などを機に退職せざるを得ないケース、募集、採用時における性別のセグメント、また、社内での昇進、人員配置における不当な扱い、また、セクシャルハラスメントの事案にかかわる相談件数も増加が続いており、女性の離職を誘発する大きな要素となっております。

少子化・高齢化の進む現代日本においては、女性の労働力は社会の存続において不可欠であるだけでなく、女性の次世代を担う優秀な人材を育てていくという観点から、働きやすいと感じることができる就業環境の整備が急務であり、重要な課題であります。

また、政府が6月16日に発表した新成長戦略素案では、企業の競争力強化だけではなく、女性の活躍の推進や子育て支援の拡充など、家庭の暮らしに直結する政策も多く盛り込まれました。特に、女性が子育てで職場を離れてしまうと、復帰は難しいと安倍晋三首相が指摘されたように、女性の活躍推進と子育て支援は重要な課題であります。

そこで、新成長戦略素案に、女性の育児と仕事の両立を可能とするため、小学生を放課後に校内や児童館で預かる放課後児童クラブの定員を、2019年度までに30万人増やすという目標が定められました。これは子どもが預けられず、母親が仕事を辞めざるを得ない「小1の壁」、小学校に上がりますとどうしても3時か4時で帰ってしまうということがありますので、「小1の壁」を打破するねらいがあります。

また、保育士不足を解消するための保育士確保プランを策定し、子育て経験のある主婦を対象に、子育て支援員の資格を創出する予定です。そのような中、既存の制度の積極的な活用も重要です。

制度導入のコスト対策としては、既に育児休業取得促進支援助成金などの各種助成金があります。その制度を有効に機能させるためには、女性の就業環境に関する意識改革や気

兼ねなく制度が利用できる風土の形成が不可欠です。

そこで、お聞きします。現在の防府市における結婚、妊娠、出産、育児をしやすい地域づくりに向けた環境整備、切れ目のない支援の強化はどのように行われているでしょうか。お伺いします。

○議長（行重 延昭君） 答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 御質問の結婚、妊娠、出産、育児をしやすい地域づくりに向けた環境整備、切れ目のない支援の強化についてお答えいたします。

議員御案内のとおり、安倍政権の成長戦略、いわゆるアベノミクスのうち、第3の矢の中では、人材の活用強化策として、女性、若者、高齢者等の人材活用の強化及び女性の活躍推進、若者の就業支援が掲げられております。

中でも、女性は能力や技能がありながら、結婚、妊娠、出産、育児を契機として離職する方が少なくなく、統計によると、25歳から44歳までの就業率が、女性全体の就業率より下回る、いわゆるM字カーブが課題となっております。

防府市におきましても、平成23年9月に男女共同参画に関する市民意識調査を実施いたしましたところ、女性が働き続ける上で支障となること3点としましては、1点目に、育児・介護休業、子の看護休暇が取得しにくいこと。2点目としては、学童保育などの育児に対する社会的な支援サービスが不十分であること。3点目としましては、育児・介護休業等から復帰した際の、職場の受け入れ体制が不十分であることが上位を占めております。

また、一時離職した女性が、再就職に当たって必要なこととしましては、保育・介護サービスの充実が挙げられており、子育てに関連した育児・保育の切れ目のないサービスの充実が求められております。

防府市の取り組みといたしましては、雇用形態の多様化に伴い、保護者が就労等により昼間、家庭にいない乳幼児または児童をお預かりする制度として、議員が言われましたとおり就学前の児童には保育所が、また小学生には留守家庭児童学級がございます。

現在、保育所における開所時間は、施設によって若干違いはございますが、原則として1日当たり11時間となっております。一方、留守家庭児童学級の開所時間は、学校の授業がない土曜日と夏休みなどの長期休業日におきましては、8時から18時までの1日当たり10時間となっており、この時間の差が「小1の壁」と呼ばれている問題の大きな要因となっております。

留守家庭児童学級の利用につきましては、保護者の皆様の御要望も多様でありますことから、保護者、特に仕事を持つ母親の皆様にとって、さらに利用しやすい制度となるよう、

今後とも検討してまいります。

また、放課後における安全で安心な子どもの居場所を提供する取り組みとして、「放課後子ども教室」がありますが、こうした活動は子どもの居場所づくりだけでなく、地域の子育て支援の輪を広げることにもなりますので、今後も関係団体や学校等とも連携を図りながら推進してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 16番、吉村議員。

○16番（吉村 弘之君） 御答弁ありがとうございます。今までいろんな議員の方が子育て支援や女性、男女平等のことについて言われてきました。今回は私も女性が働きやすいということを質問している一番の要因は、もう執行部の、議場の中を見て女性が1人もいらっしやらないということで、やはり市役所の幹部職員、いわゆる民間企業も幹部職員については3割以上やってくれということがあるように、やはり役所のほうからまず模範を示していただいて、この4月の部課長名簿で数えさせていただいたら、女性が6人、109人って書いてありまして6人ということで、約5.5%ということになっておると思います。名簿で数えましたので、もっとほかに幹部の方がいらっしやるのかもしれませんが、ぜひ3割になるように努力してほしいということと、市役所を建て替えるときに、ぜひ職場環境を整えてほしいというか、やっぱり女性が働きやすいということになると、更衣室の問題、ちょっとドアを開けたら更衣室だった、ごめんなさいとかいう、今状況や、市民が相談しやすいそういう間取りや、そういう女性が行ってみようかなという気軽な気持ちで行っていけるような市役所、それと、これはできるかどうかわかりませんが、市役所の中にそういう一時預かりできるような保育所的な空間を設けていただいて、職員組合が運営しても構いませんけども、職員の方が負担して、そういう一時的に預かっただけのスペースを、いろんな公共施設をつくるときには、そういうスペースをやって、民間のNPOとか、そういういろんな方が子育てについて支援をしたいというときのスペースを確保したり、そういう組織づくりをしたりしていただいて、まず今後、そういう公共施設をつくるときに、ぜひ考えていただきたいと思います。

というのが、私の地元の中関公民館では、保育室があります。畳の部屋があるんですけども、ここが今、物置場になっておりまして、私が小学生か中学生のころに建ったと思いますけども、そのときには、そういう使い方、保育室という使い方をされてましたけども、今はどこの公民館も物置場になっているんじゃないかと思います。というのが、どうしても畳が上に、段が上にあって、で、畳があるので、落下するというおそれがあるので、当然子どもを寝かしたときに落下しないように、そういうのとか、やっぱり障害物がないよ

うなつくりをしていただいて、なるべくフリーなスペースを、保育しやすいスペースをつくっていただけるようにしていただきたいと思います。これはもう要望ということで。

今回、主にそういう3点をやらさせていただいたのは、今回、公共施設白書ができたときに、そういうエネルギー問題、女性の働きやすい、そういう観点を入れながら、庁舎を建て替えればいいんじゃないということで、ぜひいろんな方の意見を、特にここの執行部、男性ばかりが考えるんじゃないじゃなくて、女性の方の意見をぜひ入れていただきたいと思ひまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 総務部長、どうぞ。

○総務部長（吉川 祐司君） すみません、終わられたんですが、1点だけ御理解をいただきたいと思います。議員の御意見、庁舎建設に当たりましては、十分検討をさせていただきますし、そういうつもりも持っております。

一つ御理解いただきたいのは、幹部職員に女性職員がいないという点でございます。これは職員の採用、この幹部職員の年齢になりますと、もう40年近く前に採用されておる職員ばかりでございます。その時分に、私と同学年、私ことし定年でございますけれども、私と同学年から私より5歳下まで6年間女性職員の採用がございません。これは理由はわかりません。今一番若いのが、五十三、四と、いわゆる大卒採用、高卒採用で違いますので、一番若いのも五十三、四ぐらいだと思います。

したがいまして、意図的に幹部職員に女性がいないということじゃなくて、これは年齢構成上やむを得ない状況になっているということは御理解いただきたいと思ひます。

それから、庁舎建設の庁内の何というんですか、プロジェクトチームをつくりまして、去年検討いたしましたけれども、それにはもちろん女性も十分入っておりますし、御意見もいただいておると。これからも議員御提案がございましたように、十分な意見を取り入れていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 16番、吉村議員。

○16番（吉村 弘之君） 補足ありがとうございました。じゃあ、市長さんにぜひ、あと4年間あるわけですから、女性の幹部職員をぜひ登用していただけるように、よろしくお願いします。

で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、16番、吉村議員の質問を終わります。

---

○議長（行重 延昭君） 次は、19番、田中健次議員。

〔19番 田中 健次君 登壇〕

○19番（田中 健次君） 市民クラブの田中健次でございます。

2点ほど質問をさせていただきますが、最初の質問は、行政評価についてであります。この行政評価については、2011年、平成23年6月議会と2012年、平成24年12月議会において自治基本条例第18条に行政評価が定められており、自治基本条例の他の項目とともに、市の取り組みについてお伺いをいたしました。これまでの一般質問で述べてきたことを繰り返すこととなりますが、行政評価とは、自治体の仕事を効率的、効果的に進めるための事業評価をしていくことで、自治体は民間企業と異なり、利益増大が業績目標とはなりません。

したがって、自治体の仕事は財務数値だけで評価することはできないということであり、環境で言えば水質・大気・土壌汚染をあらわす数値のような非財務数値で示されるわけであり、財務数値に非財務数値を加えた評価をし、行政運営の手法として展開していくのが行政評価だ、こういうふうに識者から言われております。

2011年、平成23年6月議会では、2011年度、平成23年度中にこの行政評価の結果を公表したい旨の答弁がありました。当該年度中の2012年、平成24年3月に初めて行政評価の結果が公表されました。

続いて、2012年、平成24年12月議会の2回目の質問で、この第1回目の行政評価について、評価の記載内容や評価の甘さについて指摘をさせていただきました。行政評価については、その後、第2回目が2013年、平成25年3月に、第3回目は努力をされて以前より早く、昨年2013年、平成25年11月に公表されております。

今回の一般質問では、昨年11月に公表されたこの第3回目の行政評価の内容について、私なりの意見を申し上げ、市執行部のお考えを伺い、今後の改善につなげていただきたいというふうに考えております。

1つ目は、前回の一般質問でも申し上げた評価の甘さという点であります。この第3回目の行政評価においては、事務事業評価で569事業を評価しておりますが、評価項目で、いわば最上位に位置づけられる拡大が1事業、以下、維持継続が534事業、維持改善が34事業、縮小、休止、廃止がゼロという、こういう状況では行政評価とは言えないのではないかとこのように感じます。この点についての市執行部のお考えをお伺いをしたいと思います。

2つ目は、この行政評価と予算編成の関係についてであります。予算編成に当たって、こうした行政評価はどのように反映されているのかよくわかりません。行政評価でただ一つ拡大という評価を得た事務事業は、庁舎建設基金積立事業ですが、この後に編成された

平成26年度当初予算では、昨年と同規模の内容になっていて、予算額は拡大をしておりません。行政評価の結果を予算編成作業に反映させる仕組みをつくるべきと考えますが、どのように予算編成に反映させているのかについて、市執行部のお考えをお伺いしたいと思います。

3つ目は、行政経営改革との関連はどうかという点であります。自治基本条例第18条では、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価を実施することを定めておりますが、効率的かつ効果的な行政運営を図るという点では、行政経営改革と関連するように考えられます。この点についてどのように考えられているのか、市執行部のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 執行部、答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えします。

本市の行政評価につきましては、担当部署で作成しました事務事業ごとの行政サービス基本台帳を総合政策課において取りまとめ、総合計画に掲げる施策ごとの行政評価調書を作成しまして、市民の皆様にご公表いたしております。行政評価調書は、施策の評価や施策に関連する事務事業の方向性を示すとともに、PDCAサイクル、いわゆるplan-do-check-actionの循環によりまして、施策の進行管理をわかりやすくまとめております。この行政評価調査を活用して、次の企画立案に生かすことによりまして、政策の質の向上を図り、第四次防府市総合計画に掲げる将来都市像「人・まち元気 誇り高い文化産業都市 防府」の実現を目指しております。

議員御質問の事務事業評価につきましては、各課が自己評価した行政サービス基本台帳をもとに、毎年7月ごろから事業検討会、サマーレビューと称した各課事務事業のヒアリングを行いまして、最終評価として総合政策課が拡大、維持継続、維持改善、縮小、休止、廃止の6項目により事業の方向性を示しております。

平成25年度の事務事業評価は、569事業を対象としておりまして、拡大が1事業、維持継続が534事業、維持改善が34事業、縮小、休止、廃止は、いずれもゼロという評価でございました。この事務事業評価につきましては、一定の基準に基づき評価しておりまして、効率的に評価ができるよう行政サービス基本台帳の改善にも努めてまいりました。今後も評価手法の制度を高めてまいりたいと存じますので、御理解のほどお願い申し上げます。

次に、予算編成へ行政評価をどのように反映させているかのお尋ねでございましたが、先ほど申し上げましたサマーレビュー、いわゆる事業検討会では、財政課も同席して、各

課事務事業のヒアリングを行っておりまして、終了した後は総合政策課におきまして、事業の方向性の評価をするとともに、3カ年の事業費などをまとめた実施計画を策定いたしております。予算編成の過程において、事業内容の精査や財源調整などを行う際、その実施計画を活用しているところでございます。

最後に、行政経営改革との関連についてのお尋ねでございましたが、行政経営改革におきましても、事務事業の改廃などを検討する際には、事務事業評価の結果を参照しているところでございます。

今後も行政評価の評価手法の制度を高めるなどの見直しを行い、行政評価の充実を図ることによりまして、行政経営改革にもつなげてまいりたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 評価の甘さということと、それから、予算編成との関連ということが、私が見る限り連動しておるような感じもするんですけども、まず評価の甘さということについて言いますと、市長の御答弁の中にもありましたように、6段階に分けて、拡大というのが1で0.2%ですね、これ比率でいくと。で、維持継続というのが93.8%、それから、維持改善というのが6.0%というふうに、これは行政評価のところを見ると、行政評価の総括という形の文書がホームページに出ておりますので、それでわかるわけですが、要するに行政がみずから自分たちのやっていることを評価をして、94%が維持継続だと、今までどおりでそのまま進めて行けばいいというのが94事業あると。こういう言い方は少し表面的かもしれませんが、やはりそういうような行政評価、自己評価であれば、防府市はこれから発展していくのか、戦略的にそういう自己評価の甘さでいいのかというのは、私は問題意識を持っております。そこは受けとめて、ぜひ改善をしていただきたいというふうにまず申し上げておきたいと思っております。

それから、もう一つ、予算編成との関連についてですけども、県内の幾つかの市が行政評価について取り組んでおります。それで、よそはその行政評価のこの調書といいますか、資料の中に財政的に例えば拡大すべきものだとか、防府市の場合には、事業が進んでいるかという達成度と有効性ということでしか評価をしておりません。で、例えばさっき行政改革との関連で、行政評価を見ているだとか、あるいは予算をつくるときにもそういうものを見ているというふうに言われますが、例えば周南市の行政評価のところのホームページを見ますと、要するに旧来の考え方は、Aという課があつて、それを例えば行政改革推進室が、あるいは政策企画課が情報を取る、財務課が情報を取ると、人事課が情報を取ると、それが同じ情報がある意味では取るような形であるので、それを一つのサイクル



として、人事課も財務課も行政改革推進室も政策企画課も同じデータを見て、そこから必要なものを取り出すという、そういうシステムをつくるという形になっております。

防府市の場合、この行政評価の尺度でいくと、基本計画ですね、基本計画の達成度でしか見ていないわけでありまして。周南市がそういう状況です。

それから、例えば山陽小野田市では、同時に必要性、有効性、効率性、成果指標の達成度ということで、その事務事業の必要性があるかないか、それから、有効性が高いかどうか、効率性が高いかどうかというような形で、その4つについて評価項目があるという形になっております。

それから、下関では、これは下関のつくり方は、それとはまたちょっと違ってはおるんですが、最終的な評価で、成果の方向性とコストの方向性と。成果としてそれは拡大すべきか現状維持なのかどうかと。それから、コストとして拡大するのか現状維持なのかどうかということで、これについては例えばさまざまな、そういうふうに2つの指標があるわけですから、さまざまな形で全部で10の方向性がその中から生まれてくるわけです。

例えば、コストの投入量は拡大するけれども、事務事業は縮小せざるを得ないと、そういう評価を得るものもあるわけです。その場合には、お金がかかるけれども、事業とすれば縮小する方向というようなものであれば、それは市民への十分な説明責任を果たしてやっていくと。あるいは、ただコストを削減するだけのものもありますし、コストを現状のままですら事務事業を改善するものもあると。

そういった形で、他市は予算との関係性、そういったものを重視をして、そういうことの中で行政評価というものをやっておりますので、防府市は3カ年にわたってやったわけですが、今申し上げたように、山陽小野田市も下関市も、それから、周南市もやり方はみんなばらばらです。決まった形があるわけではありません。

ぜひこの辺は改めて研究をしていただいて、今後の行政評価のやり方についてしていただきたいと。今のシステムでは私は十分ではないと考えておりますので、ぜひ研究をしていただいてというふうに思います。この点は提言ということで受けとめていただいて、今後、研究していただければと思います。

それから、二つ目に、再質問ということで一つお伺い、まず1点お伺いします。

一つは、行政評価の公表時期についてお伺いをいたします。最初に申し上げたように、平成24年3月、25年3月、そして、昨年度の方は25年11月というふうに、当初は年度末公表から11月公表というように公表時期を早められておりますが、これはある意味では議会の決算審査に間に合わせるようにすべきではないかと。それによって議会の決算審査も翌年度の予算、こうあるべきではないか、これは拡大すべきではないか、これは

改善すべきではないかと、これは縮小すべきではないかということが言えるわけでありまして、決算審査の意義というのはそういうところにあるわけでありまして、この辺について議会の決算審査に間に合うようにできないものでしょうか。

前回の2回目の私の質問に対して、当時の総務部長の答弁では、こうやって申されております。やはり決算委員会あたり、前といたしますか、それまでには何とか作成できるのではないかというふうに考えておりますと。実際それに向かって努力されたわけですが、昨年は11月ということで、それには間に合わなかったということですが、この辺については今後どうでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総合政策部長。

○総合政策部長（持構 秀昭君） それでは、行政評価の公表時期についての御質問についてお答えいたします。

まず、行政評価を始めました最初の23年度、24年度につきましては、今議員がおっしゃったように、年度末ということで少し遅かったんですが、昨年は2年間の経験を踏まえて、それから、行政評価の中身につきましても、充実に努める中で、新年度予算の時期、11月ぐらいにはやっと公表できたところでございます。

ここで改めて、今どういう作業をしているかということをおっしゃると、まず、普通、出納閉鎖ですね、決算までには、出納閉鎖がまずできまして、行政評価につきましては、ここで各課が先ほどありましたように自己評価をします。これは事務事業ごとに行政サービス基本台帳、これをつくりまして、これをつくるのが出納閉鎖、すぐということなんです。

これをもとに先ほどありましたけれど、総合政策課と財政課が同席しまして、各課の課長あるいは担当からヒアリングというのを行います。通常でしたら大体7月の下旬からです。ことしはちょっと今議会が遅く、遅くといいますか、そういうスケジュールになっていますので、ことしはちょっと8月の下旬から、毎年約1カ月かかってそのヒアリングを行います。

で、そのヒアリングが終わりまして、総合政策課で数的には今約600近いんですが、その全事務事業について、最初にありました、その担当課が最初に自己評価をします。これとそれぞれ自己評価の項目があります。それと全体の方向性、評価コメントというのがあります。それをランクづけします。それ担当課がやるわけですね。それをもう一度今度は総合政策課のほうで、本当にそれがちゃんと評価できているかという再調査をやります。ここで先ほどちょっと甘いとおっしゃいましたその行政評価の調書、この中に事業の方向性を最終的に総合政策課が書きます。

これらのデータを今度積み上げて、今後3年間の実施計画というのをつくります。ここまで来ますと、やはり7月にヒアリングをやって、そういう作業をしてきますと、今の11月というのが、今のやり方ではほぼ限界でございます。

蛇足になるんですけど、以前、決算審査委員会というのは、9月議会の後、12月との間でやってましたけれども、二、三年前から決算審査を9月議会でやるようになりました。これには成果報告書というのを財政課が出しますが、これが今のスケジュールの中でほぼぎりぎりなんですけど、今回のこの行政評価は、それプラスヒアリングとその後の集計がありますので、決算審査の9月に出すということになると、8月末までにそれができていないと議案の上程ができませんので、ちょっとそこは努力はしてみますけれど、なかなかスケジュール的には苦しいというのが現状でございます。

ただ、やり方を変えれば、また別の話でございます。そういった今、作業内容的にはそういうことでございます。御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 事務的には随分努力をされているんだろうということを、今の御答弁の中で感じることはできますが、ただ、下関市のこの行政評価報告書は、10月に公表されております。それから、山陽小野田市は11月ですけども、それと行政評価とはちょっと言いがたいような感じもいたしますが、防府市の成果報告書に似たような形と少し行政評価を取り入れたような形で、隣の山口市はやっぱり10月に出しております。

そういう形でぜひ急いでいただくということと、それから、これは我々議会の側が考えなければいけないことですが、それがもし10月に間に合わないということであれば、むしろそういうものとセットで、以前にしておったように、9月議会の中で決算審査をやるのではなくて、以前は10月に閉会中の審査という形でやりました。そのほうが資料も十分に目が通せるということがあったわけですが、そういうことも今後、これは議会の中で今後検討することではありますが、そういうことを今の御答弁でちょっと思いましたので、申し上げておきます。

それで、もう一つ、そういう関連で申し上げますと、周南市は実は24年度と25年度、これは次の質問に関係するわけですけども、次の質問、ちょっと今のことで時期のことは大体わかりましたが、もう一つは、この評価への市民参加ということについてお伺いしたいと思います。

昨年11月29日にまとめられました防府市自治基本条例の見直しに関する提言書、これでは自治基本条例第18条の行政評価について提言をされております。条例そのものの見直しは必要ないけれども、運用として幾つかの提言がされております。行政評価につ

いてはこういうふうに述べられております。

現在の行政評価は行政内部で行っている自己評価であり、その結果は公表されてはいるものの、行政運営の透明性の確保の観点からは、市民等の視点からの評価が反映されるのが望ましいと考えます。そこで行政評価を実施する際に、市民等の参画の機会を設けられないか検討されたいと述べています。これは学識経験者2名、団体等から推薦された方4名、公募による方4名の10名からなる自治基本条例推進協議会の提言になるわけです。市の執行部としては、このような提言に対して、行政評価への市民参画をどのように検討されるのか、この点についてのお考えを伺いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 総合政策部長。

○総合政策部長（持構 秀昭君） それでは、行政運営の透明性を図ると、そういった観点から、この行政評価を実施する際に市民の参画の機会を設けること、ということについての御質問でございます。

本市では、行政評価については、今のところ、とにかく行政内部で行っておりまして、その結果を評価調書としてホームページで公開するというので、ある程度市民の皆さんには公開はしておるつもりです。ただ、実際の評価の段階では、市民の皆様の御参画をいただいておりますので、この辺については今の仕組みがベストということには全然考えておりません。ということで、今も様式そのものもそうなんですけれど、中身につきましても、この3年間ずっと毎年見直しを行っております。

で、今議員が御質問されました自治基本条例の見直しに関する提言書に述べてあります、この市民視点からの評価を反映する、これは大変重要なことなんですけど、実際それをどういうふうに具体的にやっていくかということについては、現時点ではこうやろうということころまでまだいっておりません。今の防府市の行政評価は、先ほども議員から御指摘ありましたけれど、総合計画、これの基本計画、あるいは実施計画をどのように進行管理するかということに視点がありまして、その評価をやっている、そこから出発しております。ですから、これを今おっしゃったように予算との関連、それから、行政経営改革、これに絡めていくためには、こういった視点が必ず必要になると思っております。

そこで、この項目を全てやると大変時間がかかりますし、先ほどありましたように、タイムスケジュールで予算の決算審査に間に合うようにするということになると、今私も各市町村の先進のやり方を研究しております。その中でまだこれといったところはないんですが、そういったやり方を含めて、とにかく公表もある程度早くできる、あるいは市民の参画もいただける、こういうことができないか、努力はしてまいりますので、今のところ具体策はございませんけれど、問題解決に向けてしっかりやっていきたいと思っております。

ので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 提言書の中に、そういった文言がありますので、私もお尋ねいたしましたが、この市民参画というのなかなか他市の例を聞くと、かなり難しいような感じも私も感じております。先ほど申し上げた周南市は、何年か前にこういうことを実施しましたが、この2年間はそれをやっております。この2年間はむしろ、これはそれと直接連動するのか、あるいは別の動きなのかわかりませんが、むしろ議会のほうが行政評価ということを議会で何点か項目を挙げてやっております。

平成24年度は、10の事業について議会が行政評価をするという形で、24年度でいけば拡充するというものが2事業、継続するというものが3事業、それから、抜本的に見直しをするというのが5事業、それから、廃止も視野に検討するというのが4事業という形で、これを議会が実施した行政評価に関する決議という形で、議会の決議という形で行政評価を執行部のほうにお願いすると、その結果の尊重をお願いするという形で、それに対して周南市のホームページを見ますと、議会が実施した行政評価に関する決議に対する今後の対応等ということで、そこの今後の対応は必ずしも議会の出した結論と一致するものすべてでないのは、ある意味では当然のことですが、行政としての考え方をそこで示されております。

25年度では、今度は14事業を抽出して、拡大するが2事業、現状維持が10事業、それから縮小がゼロ、廃止するが2事業という形で、2事業のうちの1事業については、執行部も今後廃止の方向で検討していくというようなことが対応で書かれております。こういったことが今後の方向性ではないかという一つの私なりの考え方を持っておりますので、ここで提言ということでさせていただきたいと思っております。

以上で、行政評価の質問については終わり、続いて、二つ目の質問に入らせていただきたいと思っております。

質問の第2は、事業系廃棄物についてであります。ことしの議会報告会が6月4日から13日までの間に、市内15カ所で開催されましたが、私は担当の4地区で議会報告をし、地元当たる佐波地区の議会報告会にも顔を出させていただきました。議会報告会は合計で400名を超える方に参加をいただき、こうした防府市議会の議会改革の取り組みは、最近では6月に公表された日本経済新聞社産業地域研究所の全国813市区を対象とした議会改革度調査で全国23位、中国・四国・九州で3位と引き続いて高い評価をいただいたことをこの場をかりて御報告をさせていただくとともに、私が言うのもおかしいんですが、議会改革の協議会の会長をしておりますことでもありますので、関係の皆様にお礼を申

上げたいと思います。

話を議会報告会に戻させていただきますが、2つの会場で事業系廃棄物のクリーンセンターへの持ち込みが4月から厳しくなっていることへの、クリーンセンター及び最終処分場と言ったほうがいいかもしれませんが、そのことへの苦情が寄せられました。西浦地区での内容は、クリーンセンターの最終処分場は、去年まで1業者年間24トンまでの廃棄物を捨てることができ、1カ月当たりの制限はなかったのだけれども、ことしは1カ月、月2トンまでに制限されるようになったと。屋根の吹きかえで瓦、赤土が1件で30トンは出るので、これでは困ると、2トンではどうしようもないと、防府で出るごみを防府で何とかならないのかと、こういうものであります。このような御意見が寄せられました。私の担当ではなかったんですが、傍聴といいますか、参加をさせていただきました佐波地区では、今度は昼の例が出されて、このようなことが言われました。これまでのように受け入れていただきたいという内容であります。このほかにも個別に複数の議員が、市民といいますか、中小企業の方から相談を受けたということを知っております。

そこで、具体的な質問に入りますが、1つ目は、事業系廃棄物の受け入れの対応が4月から変更された、この経緯について、どのようなことでこういったことが行われたのか、この点について御説明をお願いします。

それから、2つ目は、クリーンセンターでの受け入れが難しいこうした事業系廃棄物の、そういった事例に対する相談体制がどうなっているのか、やはり難しいということであれば、その対策ということをしっかりしていかなければいけないと思いますので、その辺についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） 生活環境部のほうから御答弁させていただきます。

事業系廃棄物についての御質問でございますが、まず、事業系廃棄物のクリーンセンターでの受け入れについて、4月から対応が変更されているが、どのような経緯からかとお尋ねでございます。

事業系ごみの排出量につきましては、全国的、また山口県におきましても減量化が進んでおります中で、本市では増加傾向となっております、その要因として、排出時の分別が十分にされていないことや、産業廃棄物に該当するものが混入していることなどが挙げられ、早急な減量化が求められている状況でございます。

このような中で、新たなごみ処理施設の稼働を契機とした防府市にふさわしい循環型社会の構築に向けまして、平成25年3月に改定いたしました防府市ごみ処理基本計画において、事業系ごみ排出量の大幅な削減を目標の一つとして掲げたところでございます。こ

の一環といたしまして、平成25年10月に防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を改正いたしまして、新たに産業廃棄物の搬入許可規定を設けまして、産業廃棄物と一般廃棄物の取り扱いを明確に区分するとともに、事業系資源ごみを無料で受け入れる規定を設け、適正搬入と適正分別の推進のための仕組みを整えたところでございます。

御承知のとおり、産業廃棄物の処理につきましては、ごみの種類ごとに許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託し、最終処分までの処理段階に応じて、マニフェスト、これは産業廃棄物管理票のことでございますが、このマニフェストの交付を受け、適正処理が行われたか否かを確認する必要があることなど、排出事業者みずからの責任におきまして処理しなければならないことなどが、廃棄物処理法等で定められておるところでございます。

このため、一般廃棄物の処理施設でございますが、本市の新しいごみ処理施設では、産業廃棄物は原則受け入れないことを基本としているところでございますが、事業者の産業廃棄物処理についての理解が、いまだ十分でないことなどを鑑み、排出事業者みずからが搬入する一定量以下のものに限りまして受け入れることとしておるところでございます。

具体的には、可燃ごみ処理施設において、当面平成26年度は、1日1事業者当たり350キログラム以内、1カ月当たりの限度を1トン以内と定めております。また、一般廃棄物最終処分場への産業廃棄物の搬入につきましては、以前から一月2トン以内、年間24トン以内の規定を設けておりましたが、月2トンの量確認が十分にできておりませんでしたので、変更した可燃ごみ処理施設の搬入申請手続きと同様に廃棄物の発生場所等の審査を行うとともに、搬入量の累積確認を適切に行うことといたしましたものでございます。

このような搬入方法の変更や一層のごみ減量化につきまして、事業者の皆様には御理解いただくために、「事業系廃棄物の減量及び適正処理の手引き」という冊子や、その他資料を作成いたしまして、平成25年12月9日から13日までの5日間、市内事業所を対象といたしまして、説明会を開催し、多数の事業者の方々の御出席をいただいたところでもございます。

さらに、この手引き等につきましては、防府商工会議所など関係機関を通じて、事業者の皆様には配布するとともに、搬入にいられた事業者の方々に手渡しておるところでございます。また、市広報や市ホームページへ掲載し、事業系廃棄物の搬入方法等の周知に努めてまいったところでもございます。

平成26年4月からの新分別区分の導入後、5月末までの状況ではございますけど、家庭系可燃ごみの排出量が2割程度近く減少したところでもございますが、事業系ごみにつきましても、事業者の御理解により大幅な減少が見込まれると期待しておるところでもございます。

今後も、事業者ごとの搬入実績のデータ化に基づく多量排出事業者への指導や、産業廃棄物の搬入状況に応じた搬入制限量の適正化等に取り組み、ごみ減量化と適正処理をさらに推進していかなければならない状況でございますので、御理解と御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、2点目の事業系廃棄物についての相談体制のお尋ねでございますが、事業系廃棄物の御相談につきましても、家庭系と同様にクリーンセンターを窓口として承っております。クリーンセンターで処理できる事業系廃棄物に関するお問い合わせに対しましては、平成26年度からの新たな搬入基準や搬入方法、産業廃棄物の搬入制限量などについて説明しているところでございます。

また、産業廃棄物の適正処理のための処理委託などのお尋ねにつきましては、県の管轄のもとで行われております産業廃棄物の適正処理の仕組みを御説明するとともに、山口県産業廃棄物協会への相談や山口県ホームページの産業廃棄物処理業者情報検索システムの活用などをあわせて御紹介しているところでもございます。

今後も、事業系廃棄物の適正処理、減量化促進のため、事業者の皆様に対し、なお一層の周知に取り組んでまいりたいと存じますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 丁寧な御答弁ありがとうございました。先ほど事業者への説明ということで使った資料が、私たち議員にも昨年いただきましたが、こういった形の事業系廃棄物の減量及び適正処理の手引きという形の緑色のパンフレットということで、確かにこれを見て、そして、あるいは昨年の3月に議会も議決しました防府市ごみ処理基本計画ですね、その内容などを改めて確認をすれば、市の対応というものはそれなりに理解はできるし、新しいそういった施設をつくるということの一つの契機ということは、確かにわかるわけであります。

ただ、ちょっと申し上げておきたいことは、一つは、産業廃棄物は基本的に事業者がみずから処理しなければならないということが廃棄物処理法で書いてあります。第11条です。第11条の1項にそう書いてあります。ただ、第11条の2項には、こういうふうに書いてあります。市町村は単独に、または協働して、協働というのは一部事務組合だとか広域連合とかそういうことを言うわけですが、単独にまたは協働して一般廃棄物と合わせて処理することができる産業廃棄物、その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理を、その事務として行うことができると、いわゆる法律で言う「できる



規定」ですね、法律に言えば「義務規定」、それから、「努力義務規定」、「できる規定」という形で、「義務規定」は、絶対やらないといけないというもの、「努力義務」は、そのように努めるということで、方向性はそうなんだけれども、できなくても大目に見てもらえるというのが「努力義務」ということになるのか、大目に見るといのがいいのか、言葉として適切じゃないかもしれませんが、そういうふうに努力すると。「できる規定」というのは、それは選択の幅があって、やってもやらなくてもいいということで、この11条の2項は、「できる規定」で産業廃棄物の処理を事務として行うことができるというふうに書いてあります。

それで、いわゆるこれについては、合わせて行うことができるというので、こういった専門家というのか関係者の中では、「合わせ産廃」と、合わせてできる産業廃棄物なので略して「合わせ産廃」というふうに呼ばれて、ホームページで「合わせ産廃」という言葉を入力すると、かなりそういうことでヒットをして、各種の対応も「合わせ産廃」に対する対応も出てまいります。それを見る限り、よそはもっと厳しいところもあるということがわかりますので、防府市の対応も全国的に見ればそれなりに理解できることなのかという気はいたしました。

ただ、一つだけちょっと申し上げておきたいと思います。廃棄物処理法の解説という厚い電話帳ぐらいの本があります。財団法人日本環境衛生センターというところが出しております。これの第11条の2項の解説にこうやって書いてあります。法第11条第2項の市町村が処理することが必要であると認める——ちょっと関係ありませんので、ちょっと抜かしますが——というのは、2つの場合ですね、中小企業の個別処理に委ねることには、生活環境の保全上の支障等の理由から適当でない場合、中小企業の個別処理に委ねることが、つまり適当でない場合、それから、民間による最終処分場等の産業廃棄物処理施設の整備が、十分に行われない等の結果から、不法投棄が増大する等公益上の見地から、地方公共団体による処理を必要とする場合、民間の産廃処分場が不十分で、かえって不法投棄が増大して、公益上かえってマイナスだと、こういう場合などを想定して、この「合わせ産廃」という形で「できる規定」ということがあるんだと、などを想定しており、産業廃棄物の種類、規模に応じて市町村または都道府県での処理を地域の実情に応じて行うことは差し支えないものであると、こういうふうに書いてあります。

今、相談を受けているような方々は、主に中小企業というのか、1人で、家族でやっているだとか、そういう方が議員や議会に対して相談をされているというのが実情であります。そして、民間の不法投棄、民間の処分場がどの程度の状況なのか、防府市が今、受け入れを制限するという形で、受け入れを制限すれば、これは民間の処分場に行くか、悪質

な場合には不法投棄に回っていく可能性もあるわけですね、悪質な方がおれば。

そういったことがありますので、この辺については、ぜひ中小企業の方、それから、そういった不法投棄の懸念というようなことも心配されるわけでありますので、この辺の制度を今の制度に変えて、クリーンセンターのほうはそれで助かっているかもしれませんが、最終処分場のほうは助かっておるかもしれませんが、別の形で不法投棄が増えれば、別の形で防府市や住民に対する負担が増えるわけですね、別の形で。片方で得して片方で損するということでもあるわけですから、この辺について実情の把握というのか、現状それでよかったのかということ、それから、関係の苦情、苦情といいますか、何とかしてほしいという、要望する関係の団体があるかもしれませんので、そういう意見はよくしっかり、今後聞いて、今後、弾力的な運用をすべきではないかということをお願いしておきたいと思っております。この辺については、今の段階でそういう意見ということでお受けとめいただければと思います。

それで、もう一つ気になるのは、産廃処分場ということが今後増えてくるかもしれません。で、防府市では過去久兼と富海について、平成3年、平成6年ということでありました。この辺について、当時の議会で請願を全会一致、あるいは賛成多数で可決しましたが、こういった問題について住民の意見を聞くということが、その許認可で、あるいは関係市町村の意見を聞くことでもありますので、この辺について市長の何か御見解がありましたらお願いしたいと思います。（「議長、時間が過ぎての質問はだめです」と呼ぶ者あり）

○議長（行重 延昭君） 今の意見に対して、答弁があればどうぞ。ありませんか。それじゃ、またの機会にまた執行部と協議していただきたいというふうに思います。

以上で、田中健次議員の質問を終わります。

---

○議長（行重 延昭君） 次は、6番、和田議員。

〔6番 和田 敏明君 登壇〕

○6番（和田 敏明君） 今回から「改革の会」になりました和田敏明です。市長におかれましては、5月に行われました市長選挙での御当選おめでとうございます。また、このたび全国市長会の副会長に就任されましたことに、心よりお喜び申し上げます。これを機に、防府市の名をより一層全国に広めていただき、観光にも結びつけていただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして、3点についてお尋ねいたしますので、よろしく申し上げます。

まず、5月に実施された市長選挙のあり方についてお尋ねいたします。私は不徳のいたすところから、当時周南市の病院にリハビリのため入院しており、残念ながら選挙戦のすべてを見ることはできませんでした。しかし、選挙期間中の数日は私用のため防府市に帰りましたが、その際に、遭遇した街宣車や外郭団体の宣伝カーでの訴えを幾度となく耳にしました。内容については、皆様の想像にお任せいたしますが、とてもひどい内容で、これが次期市長を決めるための選挙かと思うと、大変情けなく感じました。勝つためには何をしてもいい、何を言ってもいいという低次元の考え方からか、このような選挙戦になったのかもしれませんが。

聞くところによると、県議会議員をはじめ、市議会議員の現職、元職の複数の方々が携わられていたと言われておりました。また、どのように配布されたものなのかはわかりませんが、その配布チラシには、ここにもありますが、独裁、癒着、腐敗等々なるものが記載されておりました。もしこのチラシに現職の議員の方がかかわっておられたとしたら、これは議会そのものを侮辱したものだと思います。

なぜなら、議員立法により提案し制定されている防府市議会基本条例の前文に、防府市議会は市政の独裁化等々を防ぐ役割を担っていると書かれています。もしチラシにあるような独裁があるのであれば、我々議員は議会としての役割を果たしていないということになります。本当に役割を果たしてないのでしょうか。

また、防府市議会には、防府市議会基本条例が定めてあり、その中に議員の政治倫理として、第26条が定めてあり、「議員は、市民の代表者として、その倫理性を常に自覚し、品位を保持し、識見を養うように努めなければなりません」とあります。これは果たして何のために定めてあるのでしょうか。

先ほども言いましたが、もし現職の議員の方がかかわっておられたとしたら、議場内ではもっともらしい意見や発言をされますが、本当に市民の代表者としての自覚がおありなのかと思うと、とても腹立たしく、とても情けなく感じました。防府市内には、選挙期間中を問わず、市民だけではなく各方面からの観光客の方もおられたということです。このような低次元の選挙戦を露呈したことは、非常に残念だったと思います。

そこで、市長にお尋ねいたします。5月に行われた市長選挙のあり方について、どのように感じられましたか。また、本来はどのようにあるべきだと思われませんか。

次に、県が指定している病院や老人ホームにおける不在者投票のあり方についてお尋ねいたします。

冒頭私は当時ある病院に入院していたと申しましたが、その病院は県が指定した病院であることから、不在者投票は可能でありました。その病院には知り合いの方が十数名入院

されており、不在者投票についての問い聞きがありましたので、私は事務局に行き、不在者投票を希望される方が十数名おられるので、対応をしていただくようお願いいたしました。

しかし、その病院では、患者側から直接不在者投票の請求があった方以外は、通路への張り紙だけでの案内しかされなかったため、ほとんどの方の目にとまることはなかったため、不在者投票のやり方がわからず投票に行けなかったと伺っております。このようなことから、病院における不在者投票については、入院患者個々の方にわかりやすく説明をするよう病院等に指導するべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 和田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

今回の市長選挙におきましては、その選挙期間中のみならず、事前からも含め、公職選挙法に抵触すると言われるような誹謗や中傷がさまざまな形で展開されておりました。このことによって、市民有権者の市長選挙に対する失望感が高まり、投票率の低下につながったのも一つの要因ではなかろうかと、私は感じており、憤りも感じております。

12年前の平成14年の選挙の折にも、右翼の団体が黒いバスを連ねて街宣活動を行いました。このときも市民の大変な失望の中で、投票率は約50%という、今回よりはちょっと多いんですけども、低投票率であったことも類似していると私は感じております。選挙というものは、相手候補を誹謗中傷していくものではなくて、当然のことながら政策を論点として展開し、市民にその政策を御判断いただくというものではなかろうかと思っております。

これからも、さきに種々の選挙が行われていくと思いますが、あのようなネガティブキャンペーンが展開されるようなことが起きれば、同様の状況が生じてくるのではないかと大変危惧をしております。

私といたしましては、今回の市長選挙において行われた事実無根の誹謗中傷の多くのポスターやビラ、あるいは発言等に対しましては、現在、法的措置も含めた断固たる対応を取ることにいたしております。

以上、答弁申し上げます。

選挙管理委員会に関する質問につきましては、詳しくは選挙管理委員会事務局から答弁いたすかと存じますが、似たようなお問い合わせを私も複数の方々からちょうだいいたしておりますことを申し添えさせていただきます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（福田 直之君） 続きまして、不在者投票制度についてお答えいたします。

この制度は、あらかじめ山口県選挙管理委員会に申請して、指定を受けた病院や老人ホームなどに入院、入所中の選挙人が、その指定施設で投票が行えるものです。山口県内には、現在376の指定施設があり、そのうち市内には26の指定施設がございます。

実際に、不在者投票を行う場合には、選挙人は不在者投票の管理者である指定施設の長を通じまして、市の選挙管理委員会に投票用紙を請求し、選挙管理委員会から投票用紙が届きましたら、施設内の不在者投票記載場所において投票していただくこととなります。投票後は、施設ごとに投票用紙を取りまとめて、指定施設の長が選挙管理委員会へ送致することになっております。

今回の市長選挙におきましては、市内外の35の施設で475の方が不在者投票を行っておられます。制度の周知につきましては、市広報やホームページに掲載するとともに、市内の指定施設を中心に、不在者投票の管理執行についてという文書を送付いたしております。今議員から御指摘がございました病院側への個別指導につきましては、難しい面もございますので、まずは選挙人の皆様に、その制度を十分知ってもらう、そういう必要があるんじゃないかというふうに考えておりますので、他市の事例も参考にしながら、効果的な周知方法を模索してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） 少しだけ再質問させていただきます。無理をして外出許可をとって投票に行かれた方もおられますし、病院に入院されている方は、ほとんどベッドの上から動けない方もおられますので、下の掲示板に案内を張られても、見に行けない状況にあるわけですね。また、市広報も病院には届きませんし、その辺の改善を当然防府市の市長選があり、また、市議会議員選挙も行われるわけですから、今後、病院側に対して指導と言えおこがましいかもしれませんが、ちょっと説明であったり、例えば病院側の看護師さんから不在者投票をされますかという案内ぐらいはあってもいいんじゃないかと思っておりますが、その辺について一つだけお答えください。

○議長（行重 延昭君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（福田 直之君） 今の議員さんのおっしゃるとおりとは私も思っております。ただ、今回の事例にしましても、全く選挙人の方の意思を全然確認しなかったわけでもないわけですし、今議員さんがおっしゃったように、張り紙だけだったと

いうことは確かにあるんですけども、これにつきましては、市の選管としましたら、いわゆる指導する立場にもないというのが一つございますし、今言いましたように、全く行動を起こされてないというわけでもないの、なかなか病院に対して、ある程度お願いは可能かとは思いますが、それ以上を求めることはなかなか難しいかなというふうな感じでございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） ありがとうございます。私は市長選はあくまでもこれからの4年間の市政を任される人を選ぶ選挙であり、政策を論じて戦うべきではないかと思いません。

また、不在者投票については、以前より他の先輩議員からの投票率等の御質問もありましたし、この市長選挙ですべての選挙が終わったわけでもありませんので、言うのは簡単、やるのは大変とはいえ、目に見えている部分については、今後のために一步踏み込んだ対応をしていただければと強く要望いたしまして、ほかに御答弁がなければ、この項の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） じゃ次の項へどうぞ。

○6番（和田 敏明君） 次に、2点目の区画線について何点かお尋ねいたします。

前回、平成25年12月に質問をした際に、次回の議会では、ありがとうございますとお礼の言葉を言えることを願っていますとお願いいたしましたので、状況確認のため先月の中旬に市内のセンターラインがある路線について、私なりに回ってみました。結果は、どうも私の願いは聞き入れてもらえなかったようで、非常に残念でなりません。

したがって、平成25年3月、平成25年12月に続いて、今回3回目の質問をさせていただきます。

執行部の方々におかれましては、しつこいと思われるかも知りません。しかし、私としては、「質問して回答をいただきました、あとは執行部よろしく」ではなく、質問の内容の完結が確認できるまでは何度でも執行部にお願いをするというスタンスで臨んでおります。それが市民から負託を受けた私の使命とっておりますので、最後までお付き合いのほどよろしくお願いいたします。

今回、また質問をしたということは、過去2回の質問が生かされず、いまだ数多くの箇所センターラインすら復元されていない状況にあるということです。私がかどいのうと思われている中、こうして質問を繰り返しているのは、市道の管理者である市長はどのように思われているのかはわかりませんが、私はこのことが市民の安全、ひいては生命に直

接かかわるものと思うからです。

そこで、お尋ねいたします。前回、発注方法については、年間を通して対応できるように既に検討を行っているという答弁をいただいておりますが、その検討結果。また、予算については、新年度予算編成の中で協議、調整していくとのことでしたが、今年度予算においてすべてが復元されるのか。

以上、2点についてお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） はい、土木都市建設部でございます。それでは、区画線についての御質問にお答えいたします。

発注方法についての検討結果及び今年度予算ですべてが復元されるのかのお尋ねでございますが、まず、区画線の発注方法につきましては、昨年12月市議会におきまして、議員より御提案をいただきましたこともありまして、発注回数を増やす方法の検討を進めてまいりの中で、他市の取り組み状況についても調査をいたしてまいりました。

その結果、本年度は、発注回数こそこれまでと同様、前期と後期の2回に分けて発注することといたしておりますが、例えば工事発注後でありましても、市民の皆様から路面標示等の復元要望があった場合は、その都度現地を確認した上で業者へ指示し、次の期へ繰り越すことのないよう対処してまいります。

また、1年を通じて空白の期間を生じさせないために、前期と後期の工事期間を重複させること、このような方法でも対処してまいることといたしました。

次に、今年度予算ですべてが復元されるのかの御質問にお答えいたします。

また、このことにつきましては、市長からも市民の安心・安全を守るためにということと厳しく御指導はいただいておりますが、本市も今年度の予算編成上の基本方針として、「安全・安心な市民生活を確保する」とこととあわせまして、「美しいまちを目指して生活環境の充実を図る」ということを掲げております。そのため前年度比1.5倍の交通安全対策施設整備工事費を当初予算に計上いたしておるところでございます。

しかしながら、市が管理しております道路の延長は、約660キロメートルに及びますことから、今年度の予算ですべてを復元することは、私どもとしては少し厳しい話かなというところも考えているところでございます。

そのため、緊急な対応を要する箇所が確認された場合は、個別の対応とはなりますが、交通事故等の発生を未然に防止するためにも、早急な措置は講じてまいりたいと考えております。

市といたしましては、道路管理者として限られた予算の中ではございますが、今後も区

画線及び路面標示の早期復元に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、センターライン、外側線とあわせまして、御説明を最後にさせていただきますが、横断歩道、あるいは停止線等の規制にかかる路面標示、これは公安委員会の所管になりますが、市民の方々に安心して安全に道路を通行していただけるよう公安委員会のほうへ強く要望してまいりたいと思っております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） 大変残念な御答弁、ありがとうございました。私は今回こそはすぐに対処いただける御答弁がいただけるものと思っておりましたが、どうも私とはかなり認識なり感覚なりが違うことがはっきりわかりました。しかし、ここで諦めたのでは市長の所信表明でも言われておりました「安全で美しいふるさとの創造」には遠く及ばないと思います。また、市民の安全は守れませんので、再質問させていただきます。

必ず予算の話になるんですが、私としては予算がないので市民の安全は少しぐらいおろそかになってもしょうがないでしょうというふうにもとれますが、予算がないからと言われるのであれば、なぜ当初区画線を引かれたのですか。物事を行えば、必ず維持管理が必要になることは当然の摂理ではないですか。消えていても支障がないような区画線なら、最初から必要はなかったのではありませんか。

私は天神前植松線の一部が新たに開通しましたので通ってみました。この道路は片側1車線の2車線道路でした。当然ながらセンターラインが引かれておりましたが、なぜセンターラインを引かれたのでしょうか。いずれラインは薄くなり、そのまま放置されるのと思いました。なぜなら、国衙跡と毛利庭園の間にある牟礼方面に向かう道路も、できてそんなに年数は経っていないと思いますが、この道路の東側については、センターラインが薄くなっているにもかかわらず、そのまま放置してある状況です。予算がないからと言われるのであれば、なぜ当初区画線は引かれたのでしょうか。物事を行えば、先ほども言いましたが、必ず維持管理が必要になることは当然の摂理でありますので、消えていても支障がないような区画線なら当初から引く必要はなかったのではないのかと思いますが、その辺についてお伺いします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 区画線について三度目の御質問ということで、今回の回答を厳しく我々としてもお受けいたしますが、なぜ区画線を引いたかということに関しましては、私のほうから答えるのはちょっと内容的には厳しいのですが、新たに道路



を建設する場合に、道路構造令と、また道路交通法等ございますので、そこを通行される方々の安全のために、県の公安委員会と協議いたしまして、当然、すれ違い幅員を持っておれば、センターラインを引くと。また、外側線もあわせて引くというようなことは、新規の設置の場合には至極私どももすべきことということで取り組んでおります。

ただ、今回議員の御質問は、これまで私どもも、さきの別の機会にありますが、橋梁の安全のための今後の取り組みについても御説明申し上げましたが、橋梁に限らず道路、また今回御質問のセンターライン、外側線につきましても、これまでたくさんの施設を有してきておりますがゆえに、維持管理費は相当なものになってまいります。

そうした中で、私どもも努めて維持管理費を持ちながら、予算としては備え置きながら、対処はいたしてまいり所存ではございますが、先ほど申しましたように、660キロメートルという市道を管理しておる立場から言えば、市民の皆様にも、地区ごとにはそれぞれの御要望は多数あるかと思いますが、まずは御要望がいただけましたら、現地を確認して、その対策については早急に講じてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） それでは、ちょっと質問の仕方を変えてみようと思います。これまで前期と後期に分け、年2回工事発注されています。平成24年、平成25年度に実施されたそれぞれの実施延長を教えてください。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 平成24年度と25年度に実施いたしましたセンターラインと外側線、それぞれの実施延長でございますが、平成24年度に施工いたしましたセンターラインが約1.6キロメートル、外側線が約13.1キロメートルでございます。平成25年度に施工いたしましたセンターラインが約2.3キロメートル、外側線が約18.3キロメートルでございます。

○議長（行重 延昭君） 6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） 以前の質問の中で、毎年約20キロメートルの区画線の復元を新設しているとのことでしたが、今の答弁の数字では、20キロメートルには当然なりません。25年についてはなっておるのでしょうか、私の手元にある資料とはちょっとかなり数字が違うようでございます。私が質問しているのは区画線についてですから、手元の工事発注、第1四半期ですね、施工延長700メートルとなっております。第3四半期、後期ですよ、それも700メートルとなっております。いいですか、部長、新しいものをつくれと言っているわけではないんです。今まであったものが必要なわけですから、た

だ、ところが、現在効能を果たしていないわけですから、市民の安全・安心を守るために、元のように復元してくださいと言っているのですよ。それにすぐやりましょうという回答はできませんか。先ほども予算の話をされましたが、これまでの怠慢から生じるものではありませんか。実質20キロメートルやっていないわけでありますから、その辺のところをお伺いします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 御回答を申し上げました数字と今、再度御質問の中でお聞きいたしました数字に多少差がありますので、確認をさせていただきたいのですが、今回、御質問を受けて、また御回答も差し上げております。例えば平成25年度に施工いたしました、あくまでも既存のライン、薄くなったラインの復旧延長は、センターラインが2.3キロメートル、外側線が18.3キロメートルでございます。これは以前、一度は施工したものが薄くなって消えかかっているということで復旧いたしました数字で、合計しますと20.6キロメートル。で、議員が今おっしゃいましたけども、今、道路課のほうで行っております道路工事は、先ほど御意見の中にもありましたけど、天神前植松線もですが、新規に設置いたします工事、新規に設けます道路もございまして、700メートルというふうにならざるを得ない状況でございますが、私の手元資料というか、私の持っている資料と議員がお手元にお持ちになってる数字が、いささかちょっと離れておりますので、少しそこらあたりもあろうかと思っております。ということで、昨年のお話に限りますが、20キロメートル相当は復元のために工事を行っております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） 数字が違えば後ですり合わせましょう。

それでは、もう少し質問の内容を変えてみたいと思いますが、道路パトロールについては、どのような検討をされたのでしょうか。私が市内を回っている際に、途中まで明らかに最近引かれた区画線があるわけです。例えば100メートル道路として、75メートルは最近きれいに引かれてあるわけです。ただ、残りの25メートルは引かれていないんですよ。これパトロールも何も引いていた人がわかるでしょうという範囲のことですので、現場確認等々はされていないのでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 御質問のたびに答える私としては、また3回目、4回目の御質問をいただくことになるのかと思っておりますが、道路パトロールの現状といたしましては、これまで議会でもお答え差し上げましたが、現在月2回、職員3名がパトロー

ルに当たっております。その頻度と申しますか、年間24回ですが、その中で約200件、道路陥没とか例えば舗装の破損とか、側溝ぶたの割れ、区画線の劣化等々200件ほど昨年の実績で申しますと発見をし、対応してきております。

ただ、今のセンターラインの復旧につきましては、先ほど来申し上げますように、非常に市内全域に管理指導の延長が長いことで、例えば交差点から交差点まですべて引き直すというようなことも一つの方法で議員さんおっしゃるとおりなのですが、できるだけ多くの地区にそういった効果を上げたいということで、その薄くなった見え消しの程度については、現場を見ました職員のほうで判断している部分もございますので、例えばきちんといわゆる起点から終点まで引き直しがされていないという箇所は、市内に多々見受けられるかとは思いますが、ただ、そういった状況の中ですが、できるだけ私どもも市民の皆様の安全、これを確保するために、できるだけ多くの復旧に努めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） 緊急性があれば引かれるんでしょうが、事故があつてからでは遅いので、じゃあ緊急として私のほうから調べた箇所を少し言ってまいりたいと思います。

特にセンターラインですね、センターラインが消えたり薄くなっている主な路線についてですが、市道大林寺勝間線、ツタヤから日電社の間、約350メートル、市道国分寺鐘紡線、王子ゴム入り口から旧鐘紡の正面の間、約350メートル、市道新橋阿弥陀寺線、久野文房具店からカンダヘアスタジオの間、約400メートルです。それとまた、市道新橋阿弥陀寺線になりますが、国衙跡より東側、約300メートル、先ほど申したところですね、市道岸津鐘紡線、岸津苑そば、約100メートル、市道西浦新地潮合線、西浦公民館から華西中の間、約800メートル、それと華西中付近も消えて薄くなっておりました。市道大内国衙線、成長建設機材センター付近、約50メートル、市道中河内尾崎線、大崎橋から国道2号玉祖神社入り口交差点の間、約300メートルです。現在工事が行われておりますね、橋梁の。目測ではあります、これは、約2,650メートルですので、20キロメートルには到底及ばないという数字でありますので、ただ、これは6月18日現在の数字ですので、その後引かれていけば、また短くなっているかと思えます。何とか部長、市民の安全のためにやりましょうと言ってください。どうですか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） はい、これだけのものを調査していただきまして、こういった場で御報告をいただきまして、大変その点に関しましてはお礼を申し上げます。ありがとうございます。早速ですが、現地を確認して、早急に対応をしていきたいという

ふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 詳細な御指摘をいただきましたが、先ほども部長が答弁しておりますように、24年度が1.6キロメートル、センターラインがですね、それが25年が2.3キロメートル、2割、3割アップしております。外側線も13.1キロメートルが18.3キロメートルと、これも二、三割アップしておるということは、とりもなおさず議員の御発言の成果であるし、また、それを受けて執行部が懸命に乏しい財源の中でやっておる結果がここにあらわれているということの中で、これからも大いに期待をしていただきながら、見守ってやっていただければなど、かように思っているところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（行重 延昭君） それじゃ正午になりましたが、質問の途中です。あと1項目でありますので、続けます。どうぞ。

○6番（和田 敏明君） ちょっと先ほどの続きになるんですけど、これ一番最初に私が警察署で調べたデータになりますが、その中に、正面衝突の事故が3件ほどあります。これは区画線が引かれている場所なのかどうなのかはわかりませんが、やはりそういう事故があったときに、区画線が引かれていなければ、じゃあ誰が責任取るんだという問題にもなりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次、3点目の頭上への落下物の防止についてお尋ねいたします。近年歩道や公共施設などの敷地内を通行している際に、頭上のものが落下し、その下を通行していた方々が被害に遭われる事故が多発しています。これら落下物は、樹木だけではなく、広告看板、道路標識、案内標識、街路灯、信号機などが考えられます。今回は、これら落下物のうち、樹木についてお尋ねいたします。

ことしの3月に隣の広島県三原市の芸術文化センターの高さ6.5メートルのポプラの木が根本から折れ、その付近を通行されていた2名の女性を直撃し、1の方が死亡され、もう1の方が重傷を負われるという事故が、また、4月には、神奈川県川崎市のショッピングセンターの敷地内のケヤキの木の高さ6.5メートルにある、重さ60キログラムの枝が折れて落下し、その下を通行していた少女を直撃し、負傷されるという痛ましい事故が発生しております。そのほかにも、ニュースまでには至っておりませんが、頭上からの落下物による多数の事故が発生しております。

これらの落下となった主な原因としては、全般的には、戦後の経済成長期に植栽されたもので、経年とともに老朽化したもの、また、高度成長期に公害に侵され腐食が進んでい

るものなどが上げられております。落下物となりやすい樹木の種類については、本市にも多数植樹されておりますケヤキ、桜類、プラタナス類、ユリノキなどが特に木材腐食菌に侵されやすく、倒伏などが発生しやすいと考えられております。樹木の倒伏や落下を少しでも防ぐためには、定期的な剪定と点検、また、より専門的知識を有する樹木医などによる定期的な診断が必要とされております。

また、剪定は徒長枝、ほかの枝に比べて長く勢いよく伸びている枝ですね、だけを剪定するのではなく、幹や枝にまで日光が当たるように剪定するとともに、数年に1度は強い剪定を行い、枝を若返らせるとともに、樹木全体のバランスをとることも必要とされております。

本市におきましては、主に市役所から防府商工高校に至る間のクスノキの街路樹、佐波小学校から本橋に至る間のマテバシイの街路樹がこれに当たるのではないのでしょうか。これらの街路樹は、定期的に剪定は行われていると思われませんが、樹木の幹や枝が見えるところがうっそうと茂っており、頭でっかちで、とても樹木全体のバランスがとれているとは思えません。台風などの強風の際に、果たして何事もなく耐え得るのだろうか気になるところであります。

また、道路標識や信号機が非常に見えにくい状況にあり、交通安全上にも支障を来していると思われまますので、早急に対処していただきたいと思えます。これらの対処を行うことにより、ある程度の枯れや折れを防げるとのことです。特にケヤキには、不要の枝は自分で枯らす自己剪定能力があるそうで、常日ごろからの目配りが必要と思えます。

また、定期的な剪定を行うことにより、目視による点検もある程度容易にできるようになり、早期発見につながるということです。しかし、目視だけの点検に頼り過ぎると、ある市で起きた事例ですが、街区公園に植栽されていた樹齢30年、高さ6メートルの木が根こそぎ倒れ、幸いには被害はありませんでしたが、この倒木が起きる2週間前に、市の担当者による緊急点検を行い、危険はないという判定がされていたとのことでした。このように市担当者だけによるチェック体制では、事故はなくなると言われております。このようなことから、街路樹のみでなく、公園や公共施設の敷地内の樹木について、樹木ごとの個票などを作成し、早急に専門家による危険度調査を実施の上、もし危険な樹木があれば、伐採など適切に対処すべきではと思えます。

また、民間施設の樹木においても、落下や倒木の際には、付近を通行される方々に被害が及ぶ可能性があるものについては、同様な調査を行うよう指導し、誰もが安心して安全に通行できる歩行空間を確保すべきではと思えますが、執行部のお考えをお聞かせください。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） それでは、頭上への落下物の防止についての御質問にお答えをいたします。

議員御案内のとおり、このところ各地で樹木の倒伏や枝の落下等によりまして、道路を通行されていた方などがけがをされたり、また、お亡くなりになるという痛ましい事故が発生しております。公園や道路の樹木を管理する私どもといたしましては、大変心が痛むところでございます。

防府市におきましては、幸いにもこのような重大な事故こそ発生はいたしておりませんが、今まで以上に樹木の維持管理を徹底し、市民の皆様方の安全・安心に努めてまいりたいと思っております。

さて、御質問への回答でございますが、街路樹につきましては、都市の美観の向上、また歩行者の方々への日陰の提供、あるいは二酸化炭素の吸収やヒートアイランド現象の緩和など、自然環境を保全する効用がございまして、市街地には大変大事なものであるというふうに認識いたしております。

本市におきましては、高木樹の剪定を現在は隔年で行っておりますが、その理由の一つとして、景観や環境に寄与する緑を切らないでほしいという御要望も多く寄せられておりますことから、議員御指摘のとおり、思い切った剪定ができてこなかった箇所があるということは事実でございます。

また、樹木が大きく成長したことによりまして、道路標識などが見えにくくなっていること、植樹スペースが限られているために、根と枝のボリュームが不均衡となり、強風時には倒れる危険性が増していること等、そういった現状につきましても、私ども職員のほうで確認はいたしておるところでございます。

今回御提言をいただきましたことを受けて、毎年剪定すること、数年に1度は強剪定をして枝を更新すること、こういったことは樹木を管理する上で大変有効な手法でございますので、枝の間に風が通り、病気の発生も少なくなり、大きな枝折れが減少するという効果も大いに期待できます。また、交通標識や信号機も見えやすくなるなど、景観面や安全面からもその効果は多大なものであるというふうには認識しております。

そうしたことから、今後、交通量の多い路線や駅周辺など、特に人通りの多い路線につきましては、安全を重視しながら、また景観にも十分配慮しながら、街路樹の維持管理を行ってまいりたいと思っております。

次に、樹木の現状の把握についてでございますが、現在、市では植栽を行っている市道が46路線ございまして、46路線のうちの43路線に高木を植樹しております。高木の

数は2,091本にのぼります。これらの街路樹の維持管理につきましては、年間を通して防除、水やり、剪定等の作業を専門の業者に委託して行っているところでございます。工事を受注された専門業者の方には、月2回の巡回を義務づけておりまして、目視による点検ではございますが、こうした点検を行っていただいた結果、去年は害虫被害により倒れる危険性のあるケヤキとプラタナス、この2本につきましては、事前に察知でき、すぐに伐採を行いました。

次に、街路樹や公園、その他の公共施設の敷地内にある樹木について、個票を作成し、樹木医による危険度調査を実施することについて御提案をいただきましたが、樹木診断を定期的に行うことによりまして、安全性については、さらに高い効果が見込まれますので、今後、施設内の樹木を管理する他の部署とともに、他市の事例なども調査しながら調査・研究したいというふうに考えております。

最後に、民間施設に対しても同様の調査を行うよう指導してはという御意見もいただきましたが、現在、市道などに枝が張り出している樹木があった場合は、その都度、職員が地権者に伐採をお願いしているところでございます。市といたしましては、民地の中にある樹木の管理につきまして、今後どのようにかかわっていけるのか、これにつきましてもあわせて調査・研究していきたいと思っておりますので、御理解をいただくようお願いいたします。

なお、御指摘のございました市役所から防府商工高等学校に至る間、佐波小から本橋に至る間の街路樹につきましては、今年度、剪定を実施する予定といたしておりますので、その旨御報告を申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） はい、御答弁ありがとうございました。事前に2本伐採できたということで、もし伐採していなければ事故が起こっていたかもしれませんので、なかなか普通に通る分にはその成果というのはあらわれませんが、何も無いことが一番いいとも思っていますので、できるだけ点検を続けるようお願いいたします。

それと、質問内で交通安全にも支障を来していると申し上げましたが、私の知人に運送会社に勤務されている方が多数おりまして、実際に車道側にはみ出した枝葉が車両を傷つけるから、何とかしてほしいとの相談も受けております。

また、商業施設の看板等も生い茂った樹木により隠れてしまっている箇所も多数見受けられます。私も小さな店を営んでおりますが、初めて御来店される方々や久しぶりに来られる方々は、店の看板を目指して来られますし、集客するに当たってかなりのウェート

を占めております。このような問題も考慮され、それぞれの樹木に合った適正な剪定をしていただくことが、安全なまちづくり、あるいは景観にも配慮されたまち並みになっていくものと思います。

これ、ちょっと余談になりますが、私の地元、右田地区に、「つくしの会」という、私  
が知り得る範囲では、主に新橋から勝坂間の雑草の除去、剪定、またきれいな花々を植え、  
枯らさぬよう毎日お世話をしてくださるボランティア団体があり、毎日気持ちよく通行さ  
せてもらっております。きっと、他地区にもそういった団体、また、個人の方もおられる  
でしょう。そのような方々にも引き続きの、また、今後多くの市民にも広く御協力いた  
だきながら、官民一体となり、市長の所信表明にもございました「安全で美しいふるさとづ  
くり」の一環として、ぜひ実践していただきますことを強く要望いたしまして、私の質問  
を終わります。どうも御答弁ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、6番、和田議員の質問を終わります。

ここで昼食のため、13時20分まで休憩いたします。

午後0時22分 休憩

---

午後1時20分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。警戒体制をどうするか  
ということで、調整会議が今行われておるようでございますので、余り時間はとらないと  
思いますが、暫時休憩いたします。

午後1時21分 休憩

---

午後1時29分 開議

○議長（行重 延昭君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

執行部のほうから話があるようございますから、総務部長どうぞ。

○総務部長（吉川 祐司君） 議会の開会10分ほどおくらせていただきまして、ありが  
とうございました。

朝からの雨の関係で、12時47分に柳川の水位が氾濫警戒水位を超えたという情報が入  
りましたので、私を筆頭といたします警戒調整会議を行っておりました。

その結果、柳川につきましては若干警戒水位を超えましたけれども、今、海の水位が干  
潮に向かっていること、それから今後の降雨予想が6ミリメートルからゼロミリメートル  
へどんどん減っていくという予報が出ております。その関係で、当面对策本部はしくこと  
は必要ないという判断をいたしました。



市内では降り始めからの最大雨量が、多いところで164ミリメートルを超えるという状態になっておりまして、なお警戒が必要とは思いますが、防災危機管理課を中心に水位を注視しているという状況でございます。

大変10分おくれまして、ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） それでは、一般質問を続行いたします。

次は、9番、中林議員。

〔9番 中林 堅造君 登壇〕

○9番（中林 堅造君） 私は、「和の会」の中林堅造でございます。通告のとおり、今回の市長選挙における市長の主張の中にあつた市議定数削減について、質問をさせていただきます。

今回の選挙では、次のようなことを市長は丁寧に訴えてこられました。それは、聖域なき行政改革、「とことん防府」を貫くこと、環境・教育・観光に加え、子育て支援、高齢者・障害者支援、そして、地域活性化のいわゆる6Kについてでございます。心有る有権者の市民の皆様が4期16年を評価なさり、5期目もしっかりと防府市のために引き続き働いてほしいと選んでくださったわけでございます。

市長選挙と申しますと、私は、4年前の補欠選挙のときのことを思い起こさせてくれるわけでございます。私も議員定数半減を公約として選挙を市長とともに戦わせていただき、市民から議員の大幅削減を頼むと民意をいただきました。議会へ送っていただいてから、私は議員定数の大幅削減は市民の声、民意であると訴えてまいりました。

市長もすぐに議員定数を13人に改める議案を出されましたが、これが否決され、その後、市民の有志の方々が議会の特別委員会を傍聴され、議会が民意を真剣に受けとめず、真摯な市政が全く感じられないとの思いでもって重大な決意をなさり、市民の会を立ち上げ、直接請求における議員定数17人についての議案を出されました。しかし、この議案も議会がまたも否決をいたしました。

この有志の方々の直接請求につきましては、前回の3月議会の一般質問でさせていただきました。市長のお考えを伺いました。市長は、この直接請求こそがきわめて重大な民意だと、今でも強く認識をしていると言われました。その民意を議会が否決したことで、住民投票を決意なさったわけですが、しかしあの大震災に遭遇し、国の一大事ということで、その思いを胸にしまい込まれました。

市長は今回の選挙期間、4年前と同じように聖域なき行政改革を最優先で訴えておられたように思います。マニフェストの進捗率がゼロ%なわけですから、当然のことだと私は思っております。また、多くの市民もきっと同じように感じておられると思いま

す。

そこで、市長にお聞きをいたします。今回の選挙期間のさなか、合併をしないで「とんとん防府」を貫いてきたことにつきましては、合併をした他市の首長の多くが、防府市の選択は間違っていなかったと言われておりました。議員定数の削減について、市長はどのような覚悟でもって主張なさったのか、教えていただきたいと思います。負託なさった市民も、議員定数半減の実現を求める市民の会の方々も、そして市民も同じ思いだと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（行重 延昭君） 中林議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 答弁書に記載していない事柄を若干申し上げますので、行きつ戻りつがあるかもわかりませんが、お許しをいただき、ただいまより御質問にお答えをいたします。

平成13年の行政改革、この行政改革の成果は現在も生じてきているわけですが、実に平成14年から今日まで、140億円を超える行政改革の成果を生んでおります。この行政改革があったればこそこのことで、実は平成十五、六年ぐらいから徳山市も山口市さんもというような感じで合併が行われていきました。

御存じのとおり、合併には特例債等々大変恵まれた状況が与えられるわけでありまして、それらの合併新市は、それらを活用しながら、しっかりとした足取りを今続けつつ、約10年が経過してきているわけでありまして、私は単独市政を貫いていく防府市は合併新市に負けてはならない。合併新市がそのうち行政改革をいや応なくやらされるわけですから、一例を挙げますと、職員の数も、100人定年退職しても50人しか新しい人は入れないということで、20年もたてば1,000人職員が減っていくという、物理的にそういうふうになっていく。

また議員さんの数にしましても、山口市さん1市5町の合併でありまして、当時の議員さんの数が百数十名あったものが、今は三十数名というような形になっておる、これが現実でございます。そういう合併新市に負けない状態の防府市を継続的に繁栄させていくためには、聖域なき行政改革をやらないと危ういと、そういう思いの中で、私は議員定数ということについてもあえて触れさせていただいたわけでございます。

私も皆様御存じのとおり、市議を1期4年、県議を3期11年2カ月働かせていただいております。議員の皆様方のお気持ち、あるいは深層心理に何があるかということは、私、よく存じ上げておるつもりでございます。

そういう中におきまして、ここからは答弁書を、書いてあるとおりを読んでまいりたい

と思いますが、4年前の選挙におきまして、私は市議会議員定数半減を公約に掲げました。これが実現の暁には私も給料を半分にしましょう、退職金はゼロで結構ですと、こういうふうに申しました。

間違えないでください。自分の給料を半分にするよ、退職金も要らないよ、だから議員を半分にしてくださいと言ったわけではないんです。順番が明らかに違うんです。私は議員定数をもしも半減ということであれば、自分も切るものはないんですから、給料を半分にしましょうと、こういうことを申し上げたわけでございます。そして、御負託を頂戴いたしました。

直後の6月議会において、当時議員定数27名を13名とする条例改正案を直ちに上程いたしましたところでございますが、継続審議ということになりまして、9月議会において否決ということになりました。

その後、それは市民の声を無視しているのではないかということで、市長、あなたは見ざる聞かざるですと、一切立ち寄ってくれるなど、こういうようなことをきつく言われまして、直接請求が始まりました。何と3万5,578名の市民の皆様の署名・捺印、住所も書いた、それらが全て認められた。提出は3万九千何名で厳重な審査が選挙管理委員会において行われて、認められた直接請求の数が3万5,578名。これは、言葉は失礼な言い方ですが、私をリコールすることも議会をリコールすることも可能な直接請求の数であります。

それだけ重いものが提示されましたので、定数を17名とする、当時の皆様方は、当時まだ上限34名という議員定数が国においてございました、人口10万人から20万人は。その半分ということで、17名でいこうじゃないかということで、17名ということでの直接請求が起こったんです。3万5,578名の署名を私は頂戴をして、そして1月の臨時議会において、定数17名とする条例改正案を上程いたしました。しかしながらこれも継続審査となり、3月議会において結果的に否決されたところでございます。

その後、議会におかれましては、もう半年、8カ月後には市議会の改選があるわけですから、定数についてはみずからが、違っていたかもしれませんが、翌年かもわかりません。定数については議会みずからが決めるとされて、その御判断を私は期待し、注目しておりましたが、平成23年9月の議会におきまして、議員有志から提案された定数を23名とする条例改正案及び25名とする条例改正案、いずれもが否決されて、それから同年12月議会において、議員有志から提出された定数を24名とする条例改正案がまたもやそのとき否決をされております。

最終的には、平成24年の6月議会において、定数を25名とする、そのときは欠員も

おられたわけでございますけども、いずれにしても定数を25名とする議案が議員提案でなされまして可決され、現在に至っているところでございます。

私は、3万5,000名以上の御署名が有効と認められ、直接請求された10名削減、すなわち当時でいう10名です、すなわち17名が私は民意とっております。私が申し上げた議員定数半減という表現は、減らすなら半分、増やすなら倍と、こういう発想のもとでのわかりやすいというか、自分なりの一つのフレーズとして使ったわけでございます。その後の市民の皆様からのお話を、あるいは署名を前にして、この17名が民意であると、私は今も実は思っているところでございます。

合併新市はいや応なく改革がどんどん進んでいっております、現在も。さっきも申し上げました1市5町が合併された山口市では、現在は100名以上あった議員数が34名になっております。22年後に我が防府市は市制100周年を迎えます。こうした中であって、いわゆる合併新市に勝るとも劣らないふるさとを築いていく上で、議会の皆様方の御協力、議会の皆様方の改革も絶対に欠かすことのできないことではないかと。そういう意味で、聖域なき行政改革という言葉を多用させていただいておるところでございます。

また、多くの市民もそのようにお考えであると思っておりますことから、このたびの選挙におきましても、聖域なき行政改革、市議定数削減は市民の声というふうに明示させていただいたところでございます。

言葉足らずがあるかもしれませんが、以上、壇上よりの私の答弁とさせていただきます。

○議長（行重 延昭君） 9番、中林議員。

○9番（中林 堅造君） ありがとうございます。より詳しく年月を入れていただきましたので、市民の方にもわかりやすくお聞きなることができたんじゃないかなと思っております。

お答えの中に、職員の削減の話もございました。市長は市職員の熱意あるいは御理解をいただいて、職員数を減らしてこられたと思います。当時からしますと2割減ということでございます。市の職員の数15年間で1,100名から884名、216名の減少と。これ以上削減できない職員の数と聞いておるところでございます。

確認でございますが、これ以上の削減は市民サービスの低下につながるんではないかということをお聞きしておりますが、そのあたりちょっとお聞きしたいんですが、よろしく願います。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 必ずしも私は限界点にきているとは思っておりません。まだまだ私たちの知恵を、あるいは他市のいろいろ勉強させていただく中で、いろいろな方法が

必ずやあると思っております。今が限界だというふうには全く考えておりません。

○議長（行重 延昭君） 9番、中林議員。

○9番（中林 堅造君） それをお聞きいたしまして、また少し話をもとに戻していきませんが。防府市議会議員の削減は、この25年間で36名から25名になっております。11名の削減でございます。しかしながら、市民の中には、定数25名では困ると、そういうふうには感じてはいない、困ることはないというふうに思われると思います。

議員の方々の中には、削減をすると地域の声が届かなくなるということをよく耳にするわけでございますが、私にはこの意味がよくわからないんです。私はもとより、国のことは国会議員が、県のことは県議員が、市のことは市議会議員が、そして地元にはしっかりした自治会長さんがいらっしゃるわけでございます。それもそれぞれの地域、防府市内では262人だったでしょうか、そういう方々がいらっしゃるわけでございます。

また、防府市では市長の車座トークでしょうかね、あるいは地区懇談会ということがあり、市民には物言う機会があるわけでございますし、議会報告会これにおいては本当に多くの方々からいろんな御要望が出されておるわけでございます。また、投書箱のようなものもあるわけでございますが、それ以外にも市民の声を聞く機会があるものでしょうか。あるようであれば、教えてくださいませ。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 制度ということで、私のほうからお答えをいたします。

今おっしゃいましたような車座トーク、それから地区懇談会、こういうな、2年に1回ずつぐらいやっているわけですが、それから市役所の案内所とか公民館等に設置しております「わたしの提言箱」、それからホームページ等からメールで直接提言をいただきます「市長への提言箱」、そういうふうなものもございます。それから、市政なんでも相談課というところを設けておりまして、これにも直接いろいろな御要望を寄せられているところでございます。

それから、いろんなことをやる時にいろんな委員会というものを立ち上げて、市民の皆さんを公募、それから一般団体の方、学識経験を含めて市民の方の御意見をいただく場を必ずといっていいほど設けております。

参画と協働という面からしまして、参画につきましては、防府市は相当程度進んでおるというふうに思いますので、市民の声が市長のほうへ伝わる機会というのは十分と言いつてはいけないんでしょうけれども、十分整備されているというふうに思っております。

○議長（行重 延昭君） 9番、中林議員。

○9番（中林 堅造君） ありがとうございます。いろいろと本当に市民の方々からの声

は市のほうへ入っておると。市議会議員というものは、防府市全体のことを考えなければならぬはずでございます。市全域の方々からお声をいただくことが、本来そういうことが基本だと私は思っております。

ところが、市民の方々からはまだ今もって次のような声をお聞きするんですが、本当かどうかをちょっとお聞きしてみたいんですが。それは、議員でないと職員が話を聞いてくれないことがある。できることは誰が聞きに行ってもできるわけだろうし、できないものはできないと思うわけでございますが、市の職員の方々には、そういうことはきちっと今までもやってこられているだろうと思うんですが、そのあたりをちょっと教えていただけたらと思います。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私はちょっと今初めて聞いたぐらいの感じで。議員の方が物を言わないと職員が話を聞かないというようなことは、私は断じてないと思っております。どうですか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 私が全職員を代表するわけではございませんが、そういうことはないというふうに思います。余談、言うようですけれども、一般質問でもいろいろ質問されて、答弁をお聞きになっているとわかると思うんですけれども、やっぱりできることとできないことの区別は、誰が相手であってもきちんとしとると、そういうつもりで全職員やっていると思います。

○議長（行重 延昭君） 9番、中林議員。

○9番（中林 堅造君） 安心いたしました。3月議会でもお聞きをしましてまいりました市町村議会議員の補欠選挙、これは定数の6分の1を超えると行われるということでございますが、超えないと行われないうわけでございますが、行われないう理由というものが何かあるのか教えていただけたらと思います。

○議長（行重 延昭君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（福田 直之君） お答えいたします。今の内容につきましては、公職選挙法の中に規定されておまして、そういう規定の中でのことでございますので、どういうふうな過程でそういうふうになったかというの、申しわけございません、ちょっとわかりません。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 9番、中林議員。

○9番（中林 堅造君） 私もいろいろ調べてみましたが、超えないと行われないう、その

行われない理由というものがなかなかわからないんです。行わなくてもいいということなんでしょうと思いますが、これは補欠選挙をしなくてもいいという、このことは、今例えば4人減ったと、何かおやめになって、辞職をなさって違う選挙に出られるとか、あるいはお亡くなりになったというようなことで、例えこの防府市議会でもって4人欠員ができたにしても、今のこの数でやれると思うから議会は頑張ってくださいというふうを受け取ってもいいんだろうなど、私はそういうふうに、この超えないと行われないということは、そういうふうに理解をさせてもらっております。前回はそういう意味合いで物を申し上げておったと思います。

ところで、議員の報酬につきましてちょっとお聞きしてみたいんですが、本年度の予算書を見ますと、25人で2億2,879万7,000円、これが予算書に載っておる数字でございます。単純に25人で割りますと、1人当たり915万1,880円。市長の主張なさる先ほどの市民の代表の会の言われました議員定数17人ならば、その8人分を考えますと、7,321万5,040円少なくなるわけでございます。これが4年間続きますと、その削減額は2億9,286万160円になります。

ところで、職員の給与を下げたことがありました、昨年度。市長と三役の退職金も下げました。これ全て、議会が決めております。市長は議員定数については議会側にボールはあるよと、マスコミの質問に答えていらっしゃる。議会は、議員の削減も議員が決めること、議案は全て議員が決めるという特権が議会の議員にはあります。議員の削減について我々が黙っているのであれば、せめて報酬を下げるということについて議論をする方向を示さないと、市民は2人削減で済ましているこの現状は許さないと、自分たちのこととなると声も出さない、市民にはこのことをしっかりよく聞いておいていただきたいわけでございます。

市長は3月議会で先ほどの最初の答弁にもありましたが、自分も議員であったので議員の深層心理はよく理解しておるつもりである。新しく任期をいただいた、頂戴したいいずれかの時点で皆様方に御提示を申し上げ、皆様方に御判断を仰ぎたいと思っていると答えておられます。このことについて、今現在、市長、何か思いがあれば教えていただきたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私は私なりにいろいろな思いが去来をいたしております。議員の皆様方のお気持ちも私はある程度、私も経験がございますので、ある程度、深層心理という言葉を使ったかどうかは私もよくわかりませんが、そんなような思いで理解をいたしているつもりでございます。

市長という立場の責任あるいは仕事というものも、議員の皆様方には恐らくきっと御理解をいただいているところであろうと、かように思っておりますし、思いとうございます。

そんなようなことの中で、私がかねてからいろんな方から、例えば、これ例えばです。議員さんを2割減じて報酬を2割減じたら結局4割減じたことになるんじゃないの、というような、わかったようなわからないような提案というか意見を、この数字のことはよく言われるんです、実は。しかし私は本議会でも昨年、一昨年からその前ぐらいにもお答えしていると思いますが、議員さん方の給料についてとやかく言うつもりは、私はございません。これは、報酬審においてしっかりと審議をいただいて御提示いただいているものであろうと、かように私は考えております。

したがって、核心部分の御質問のように思うんですが、議員定数を17名に減ずるといような議案提案をするのかと、こういうだろうと思うんですが、仮に現時点でお出しをしても、また同じ道を歩んでいくだけのことであって、その同じ道を歩んでいく時間的なものが今の防府市にあるのかと。この状況の中で、私も執行部も議会の皆様方も力を合わせて防府市の発展のため、22年後の100周年をどういう形で迎えるのかということについて、真剣な議論をしていかなければならない大切なときではないかと。

したがって、今5度目の負託を頂戴した私が、前回4年前のごとく直ちにこれを動くというようなことは、まさに定数については、議会の皆様方に、現議会の皆様方にボールは渡っているというふうに私は考えておりますので、今すぐさまどうこうというアクションを私が起こすまでもないことではなかろうかと、かように考えているわけでございます。御賢察をいただきたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 9番、中林議員。

○9番（中林 堅造君） ありがとうございます。我々議会のほうが、あと2年半でもって改選があるわけでございますが、その議会改選までに間に合うような形でもって、もう一度議会のほうでそういったことをしっかりと考えていくということを示していくことこそが、市長が負託なさった、あるいは市長をまた市長というふうに決めた市民の方々へも、そういう姿勢を我々が示すことが一番大事なことかなというふうに思いました。

実は、住民投票を市長が大震災のところでもって胸におさめられましたが、そのときに、あのとき住民投票をやはりしたほうがよかったのではないかという声が、ここ私は何年かの間随分と耳にいたしました。住民投票ということの大切な決断を心の中におさめられた市長の思いを考えれば、我々議会はしっかりとしたその思いを受けとめて、この来る2年半先の改選に私たちが姿勢を示さなければならないと、そういうふうに感じておるところでございます。我々議会と市長とのこれからの関係をしっかりと築いていくためにも、その



ことが大切なことだろうと私は思っております。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 以上で、9番、中林議員の質問を終わります。

---

○議長（行重 延昭君） これをもちまして、通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、7月16日午前10時から開催をいたします。その間、各常任委員会におかれましては、それぞれよろしく御審査のほど、お願いをいたします。

お疲れでございました。

午後2時 1分 散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年7月3日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 河 杉 憲 二

防府市議会議員 今 津 誠 一